

第十五回 理事會
一二四二七四

八、昭和三十三年参入熊鷹炭について

2. 商議会の選任について

第三

或處に向する事項

一、運輸和民運物資對策について

ノ 傾度及曲線型質の割引延税について

炭酸飲料の半ばは僅かに昭和二十五年以来水質、加工法と略々同等と存するようであるが、割合に炭酸飲料の製造は昭和二十五年以後に入つて一、二六ヶ月までの期間とされ、且つ以糖は責任政府の割合引物に留めへたき範疇を越えて示され出た。

其七月以爲は責任を對朝引續けたる範圍を國鉄當局より示された。

本会として二川につき検討の結果、東京、福岡と論議を圖面した。但、この點は、昭々たる事實であつたので、一國分當局は責任を放棄し、一歩引却り、昭和十一年に引附するのことに方針をとつたため、理事會で協議の上、本会としては配下に進行引附書の継続力を盡くせむることとし、又の希望書を同紙面に添付すること共に、同紙面に協力方願圖ひした。

ベトナム——支那

甲 卷 4

二六〇 田 六三・五ノル

件題贊

二八四

價廉質優の一品の軒

五二〇四

時

三〇六〇同

山口県産の馬合

寶庫贊(一一〇〇) 序一

二九八〇四

[illegible]

る材料炭灰の需要、買入への輸送はすべて海上輸送へ転移し、それがこの中小炭産地と、心なしく顧客の販運輸送によりねばならぬくなり、更に競争に臨む市場を拡張せねばならぬくなります。

また、このことは、銀行制度に於いては、重要な収入源と爲ることは明かであり、増々益を致し、進んで、將來の國鉄支拂の増進にも重大な効果を及ぼし、これに於ては、如何の者に、授けられる結果となることを要するものであります。

山口屋の創をとりつゝみよす所は、東照宮より（近江宮）へ、河津川東流は、奥州より、十一の村に同河津川と云ふ所の（鹿嶋）であり、この所の貨車輸送設備は、左のとおり、百千石一〇、〇〇〇の馬力機でありますが、現行貨物運引率を削減されれば、河津川全線に於て、中堅運送の方が現在の海上運賃では割合となり、種々の節から、別段の手段を自れ、中堅餘の二〇、〇〇〇の船舶機の故置は剛として、枉は強んじ、試みに整へするの必要箇所となりし。

資料 -

最近の煤産炭生産及び国内炭産炭出炭推移

(単位千噸)

年 次	煤 産 炭 生 産 (林野庁調)	国内炭産炭出炭 (炭産統計) (A)	国内炭産炭の 煤産炭何割 (B) (炭産統計)	B/A %	外国炭産炭の 煤産炭何割 (炭産統計)
25	671.0	719.9	502.7	69.9	0.03
26	767.7	1,033.9	621.3	60.1	14.9
27	847.7	1,011.5	599.0	57.2	20.5
28	1,042.5	1,089.4	667.2	61.2	173.5
29	1,201.5	1,300.3	856.6	65.9	123.9
30	1,371.0	1,379.2	1,007.2	73.0	59.4
31	1,539.4	1,466.3	1,095.1	71.2	161.5
32	1,660.6	1,693.7	1,133.0	67.5	173.7

(注) 戦前の煤産炭生産はその戦前の70%前後を外国炭産炭に相当し、100万噸前後の外国炭産炭が
供給されていた。

り、く阿は外国炭にて記載

年	3/1 年度	3/2 年度
1900	(540,797)	(550,012)
1901	(540,797)	(550,012)
1902	(540,797)	(550,012)
1903	(540,797)	(550,012)
1904	(540,797)	(550,012)
1905	(540,797)	(550,012)
1906	(540,797)	(550,012)
1907	(540,797)	(550,012)
1908	(540,797)	(550,012)
1909	(540,797)	(550,012)
1910	(540,797)	(550,012)
1911	(540,797)	(550,012)
1912	(540,797)	(550,012)
1913	(540,797)	(550,012)
1914	(540,797)	(550,012)
1915	(540,797)	(550,012)
1916	(540,797)	(550,012)
1917	(540,797)	(550,012)
1918	(540,797)	(550,012)
1919	(540,797)	(550,012)
1920	(540,797)	(550,012)
1921	(540,797)	(550,012)
1922	(540,797)	(550,012)
1923	(540,797)	(550,012)
1924	(540,797)	(550,012)
1925	(540,797)	(550,012)
1926	(540,797)	(550,012)
1927	(540,797)	(550,012)
1928	(540,797)	(550,012)
1929	(540,797)	(550,012)
1930	(540,797)	(550,012)

とされている。

資料二

黒煙炭産炭地区別出炭実績 (昭和14年度)

(単位 吨)

資料は黒炭統計による。

産炭地区別	年	25	26	27	28	29	30	31	32	3/1 年度現粉別出炭		
										現炭出炭	粉炭出炭	焼炭歩留
東 部	1900	76,473	75,705	76,281	72,872	24,535	46,073	46,922	30,301	36,483	30,077	86%
西 部	1900	20,766	27,582	37,321	39,479	31,703	36,101	35,693	24,301	26,137	9,556	26%
山 口	1900	333,704	372,390	363,335	617,164	475,637	755,987	342,586	941,705	77,603	764,703	90%
九州 (大分を除く)	1900	157,890	216,336	199,864	206,206	303,526	369,672	310,478	353,931	92,103	216,461	49%
大 分	1900	90,925	119,761	134,516	140,353	145,034	172,453	212,479	241,257	93,517	128,132	62%
九州小計	1900	248,815	336,097	334,380	346,559	448,560	532,125	522,957	625,138	179,536	344,633	44%
全 計	1900	729,954	1,032,967	1,011,501	1,087,894	1,200,397	1,279,346	1,466,309	1,699,645	306,169	1,150,179	70%

資料三

振厚皮 莽 荊 刺 楸 漫 更 續 (圖因無確據及各兩提理致)

(寧 伯 學)

(註) 資料は、調査年度より () 内は、紙屑炭にて外敷

[illegible]

(備考) 31年度燃費削減の比率は130.79%であり、その出費の $\frac{1,096,135}{11,569,159} = 9.5\%$ が措置費向けに収められている。

二 樣 品

(單位 元)

華 夏 各 族 分 別	漢	25	2
東	河	26 678	2
西	湖	20 766	2
山	口	333 706	52
元 朝 (大元忽魯)	湖	157 990	216
天	竺	90 925	119
北 明 小	計	235 315	332
烏	斯	25 958	105

大 阪 市 場



大 阪 商 學 堂

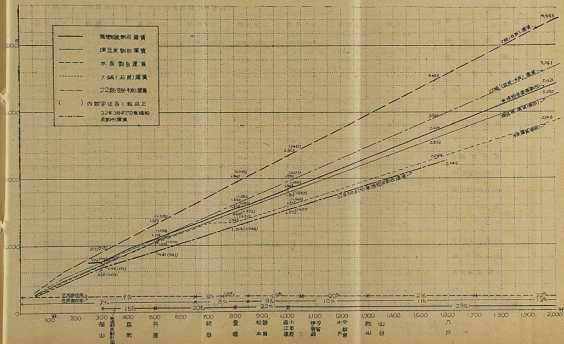
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
208	206	205	207	209	212	215	217	220	221
476	450	439	437	473	474	512	523	529	530
534	509	509	507	507	513	530	532	541	532
71 ⁺	71 ⁺	71 ⁺	70 ⁺	71 ⁺	74 ⁺	76 ⁺	75 ⁺	75 ⁺	75 ⁺

資料 四

炭炭樹
粉
煙
無
燒
木

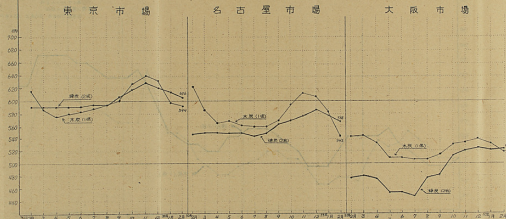
貨車車扱割引運賃比較(32年4月改正) 33.5.11

~24~



資料五

煉炭と木炭の小売価格比較

資料：資源開発計画局
品名：煉炭設計調査報告(RPS) 25

東京市場

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1934
1928	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1929	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1930	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1931	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1932	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1933	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1934	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570

名古屋市場

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1934
1928	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1929	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1930	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1931	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1932	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1933	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1934	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570

大阪市場

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1934
1928	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1929	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1930	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1931	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1932	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1933	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570
1934	1	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570	570



運賃比較

比較	備	港
(3.1) 2%	庫地ヨリの出船	
3.5	池田港支店 — 東京起付船	222.00
3.5	山口港支店 — 東京起付船	110.00
(4.1) 2%	庫地ヨリの出船	
2.9	東京支店 — 名古屋起付船	33.00
3.5	山口港支店 — 名古屋起付船	72.00
(3.4) 2%	庫地ヨリの出船	
2.9	東京支店 — 大阪起付船	33.00
2.9	山口港支店 — 大阪起付船	50.00

各支店運賃 × $\frac{2.5}{100.0}$

である。

資料六

煤炭と木炭の卸売価格比較(東京)

資料 1 地方自治会館資料

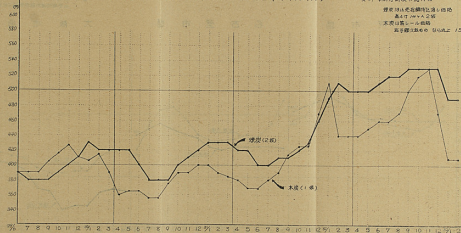
東京市立中央図書館資料

品名 4寸 4寸 2号

品名 4寸 4寸 2号

品名 4寸 4寸 2号

品名 4寸 4寸 2号



年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
煤炭(2号)	370	375	380	385	390	395	400	405	410	415	420	425	430	435	440	445	450	455	460	465	470	475	480	485	490	495	500	505	510	515	520	
木炭(1号)	340	345	350	355	360	365	370	375	380	385	390	395	400	405	410	415	420	425	430	435	440	445	450	455	460	465	470	475	480	485	490	
木炭(2号)	310	315	320	325	330	335	340	345	350	355	360	365	370	375	380	385	390	395	400	405	410	415	420	425	430	435	440	445	450	455	460	
木炭(3号)	280	285	290	295	300	305	310	315	320	325	330	335	340	345	350	355	360	365	370	375	380	385	390	395	400	405	410	415	420	425	430	
木炭(4号)	250	255	260	265	270	275	280	285	290	295	300	305	310	315	320	325	330	335	340	345	350	355	360	365	370	375	380	385	390	395	400	
木炭(5号)	220	225	230	235	240	245	250	255	260	265	270	275	280	285	290	295	300	305	310	315	320	325	330	335	340	345	350	355	360	365	370	
木炭(6号)	190	195	200	205	210	215	220	225	230	235	240	245	250	255	260	265	270	275	280	285	290	295	300	305	310	315	320	325	330	335	340	
木炭(7号)	160	165	170	175	180	185	190	195	200	205	210	215	220	225	230	235	240	245	250	255	260	265	270	275	280	285	290	295	300	305	310	
木炭(8号)	130	135	140	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190	195	200	205	210	215	220	225	230	235	240	245	250	255	260	265	270	275	280	
木炭(9号)	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190	195	200	205	210	215	220	225	230	235	240	245	250	
木炭(10号)	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190	195	200	205	210	215	220	
木炭(11号)	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190	
木炭(12号)	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100	105	110	115	120	125	130	135	140	145	150	155	160	

資料七

煉炭(無煙粉炭)と木炭の小売価格に占める鉄道運費比較

市 場	品 目	A 小売価格	炭 石 産 地 別 の 運 賃 比 較				・ 産 地 別 の 運 賃 比 較				備 考
			石巻市の運賃	石巻(20%増)の運賃	青森(40%増)の運賃	石巻市の運賃	石巻(20%増)の運賃	青森(40%増)の運賃	石巻市の運賃	石巻(20%増)の運賃	
東 京	木 炭	603 $\frac{円}{kg}$	1,732 $\frac{円}{kg}$	26 $\frac{円}{kg}$	4.3	1,304 $\frac{円}{kg}$	27 $\frac{円}{kg}$	3.5	5.1 $\frac{円}{kg}$	5.1 $\frac{円}{kg}$	産地からの距離
	煉 炭 (無煙粉炭)	603 $\frac{円}{kg}$	1,780 $\frac{円}{kg}$	30 $\frac{円}{kg}$	12.2	1,780 $\frac{円}{kg}$	30 $\frac{円}{kg}$	12.2	12.2 $\frac{円}{kg}$	12.2 $\frac{円}{kg}$	山口県大森 — 東京都心部 1,100 km
名 古 屋	木 炭	523 $\frac{円}{kg}$	1,309 $\frac{円}{kg}$	21 $\frac{円}{kg}$	3.4	1,118 $\frac{円}{kg}$	17 $\frac{円}{kg}$	2.7	4.7 $\frac{円}{kg}$	4.7 $\frac{円}{kg}$	産地からの距離
	煉 炭 (無煙粉炭)	560 $\frac{円}{kg}$	1,433 $\frac{円}{kg}$	28 $\frac{円}{kg}$	10.4	1,433 $\frac{円}{kg}$	28 $\frac{円}{kg}$	10.4	10.4 $\frac{円}{kg}$	10.4 $\frac{円}{kg}$	山口県大森 — 名古屋心部 537 km
大 阪	木 炭	524 $\frac{円}{kg}$	1,118 $\frac{円}{kg}$	17 $\frac{円}{kg}$	3.4	800 $\frac{円}{kg}$	12 $\frac{円}{kg}$	2.7	3.4 $\frac{円}{kg}$	3.4 $\frac{円}{kg}$	産地からの距離
	煉 炭 (無煙粉炭)	486 $\frac{円}{kg}$	1,142 $\frac{円}{kg}$	46 $\frac{円}{kg}$	9.2	1,142 $\frac{円}{kg}$	46 $\frac{円}{kg}$	9.2	9.2 $\frac{円}{kg}$	9.2 $\frac{円}{kg}$	山口県大森 — 大阪心部 550 km

(注) 1. 1 炭石の運賃 () 内数字は 15 号車 560 座席 26 号車の小売価格の 1 炭石の運賃

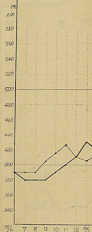
2. 木炭 1 炭: 15 kg 煉炭 1 炭: 20 kg

$$\text{算式} \quad \text{炭石の炭石の運賃} = \text{木炭 1 炭の運賃} \times \frac{15}{1000} \quad \left(\frac{15 \text{ 号車 560 座席}}{1000} \right) \quad \text{炭石の炭石の運賃} = \text{木炭 1 炭の運賃} \times \frac{43}{1000}$$

$$\text{煉炭 1 炭の炭石の運賃} = \text{煉炭 1 炭の運賃} \times \frac{40}{1000}$$

3. 小売価格は炭石の統計炭の小売価格統計調査報告より 2 年 2 月 - 3 月 1 日 の 1 年間に於ける月平均価格である。

資料六



月	7	8	9	10	11	12	平均
炭石 1 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 2 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 3 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 4 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 5 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 6 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 7 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 8 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 9 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 10 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 11 炭	125	125	125	125	125	125	125
炭石 12 炭	125	125	125	125	125	125	125

品名	(A)	(B)	所	者
小麦	2,380	- 683	(A)-(B) 繰上り	
小麦	2,060	- 478	海上輸送又他	
小麦	1,980	- 166	運搬費のみ	
小麦	2,140	- 80	倉庫費	
小麦	2,140	- 102		
小麦	2,060	- 44		
小麦	1,980	- 42		
小麦	1,980	- 172		
小麦	1,980	- 228		
小麦	1,980	- 359		
小麦	1,641	48		
小麦	1,517	374		
小麦	1,391	153		
小麦	1,433	- 125		
小麦				
小麦	1,183	164		
小麦	1,142	- 329		
小麦	873	- 43		
小麦	550	- 105		

資料八

煉豆炭工場の地区別分布状況

地区別	全工場数	全工場の 生産量	全工場の 平均生産量	全工場の 平均生産量	7月 生産量 現行値 別工場数						
					全工場 2000000	2000000	2000000	2000000	2000000	2000000	
東北	10	325,794	32,579.4	33,624	26			2	1	3	3
関東	20	659,761	32,988.05	61,782	40.1	3	6	13	19	15	18
東海	40	238,750	5,968.75	428.9	10.4			2	2	2	2
北陸	15	320,120	21,341.33	22,611	20.1	3	1	4	6	5	9
四国	11	82,615	7,510.45	240.2	1.9				2	3	3
中国	28	169,298	6,046.36	281.6	12.6	1		3	2	9	21
九州	22	126,099	5,731.77	536.0	11.5	1	1	3	5	9	16
計	172	2,061,653	11,986.35	453.4	100.6	2	8	30	43	93	121

〔注〕 () 内は集数は、29号以降の新設工場数。但し既存工場を新規に改設したものを含む。

無煙粉炭主要仕向地別海陸送運賃比較表

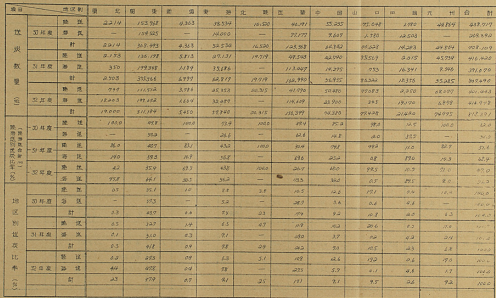
山口県理研会誌

[illegible]

註^v 汽船運賃は約 25 円 ~ 30 円以下にも見込。

項目	全工部数
重 元	(31) 20
西 栗	(20) 19
東 岩	46
立 敷	35
四 岡	11
中 岡	18
九 井	37
計	(17) 296

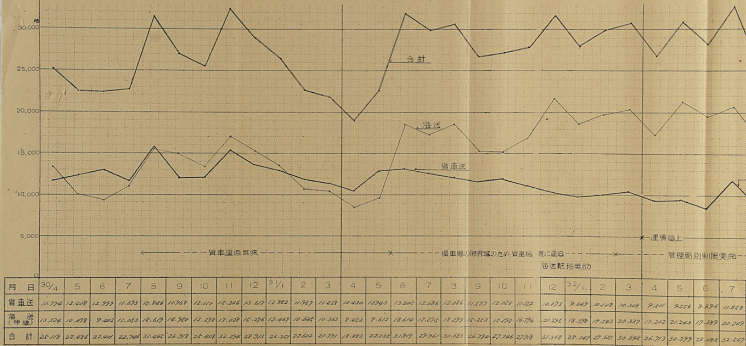
山口石炭鑛業會 會報



- 31-12-

資料十一

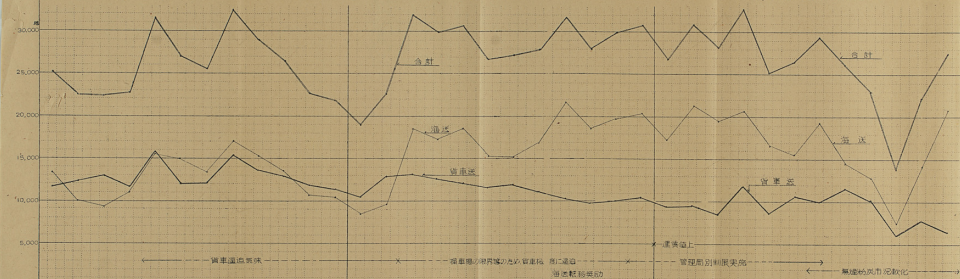
山口無煙炭の関東地区向陸海送別炭推移



資料十一

山口無煙炭の関東地区向陸海送別送炭推移

(注) 山口県炭鉱協会資料による。



月日	30/4	5	6	7	8	9	10	11	12	31/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	31/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	31/1	2	3
省車送	11,774	12,409	12,373	11,451	15,986	11,369	12,119	16,246	15,672	12,992	11,967	11,828	10,430	10,963	13,245	12,636	12,616	11,137	12,051	11,422	10,673	9,462	10,118	10,348	9,411	9,414	9,626	11,818	8,493	10,778	10,077	11,770	10,214	4,340	7,349	6,142
海送	12,124	10,498	9,402	11,153	16,679	16,760	13,231	17,229	16,296	13,467	10,646	9,453	9,673	10,614	17,276	17,276	17,276	16,267	16,716	14,796	21,294	18,209	19,243	20,337	17,242	21,244	17,389	20,249	14,493	16,471	19,252	16,441	12,327	7,183	16,128	20,342
合計	23,898	22,907	21,775	22,605	32,665	28,129	25,350	33,475	31,968	26,459	21,421	21,281	20,103	21,577	30,519	29,912	29,892	27,374	28,767	26,218	21,845	17,671	19,461	20,686	26,653	26,729	29,105	22,211	27,249	29,329	26,714	22,493	11,481	23,477	26,484	

資料十

項目	地区別	単位
煤	30年度	単位
	計	単位
	海送	単位
	陸送	単位
	合計	単位
炭	30年度	単位
	計	単位
	海送	単位
	陸送	単位
	合計	単位
比	30年度	単位
	計	単位
	海送	単位
	陸送	単位
	合計	単位

資料十二

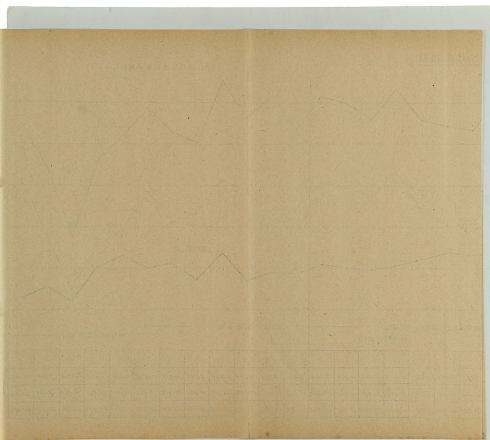
煉豆炭の月別出荷及消費推移

全 國 煉 豆 炭 出 荷 推 移

8 / 10 月
32

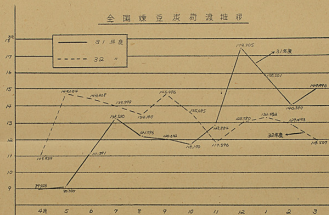
1944.5

20.10

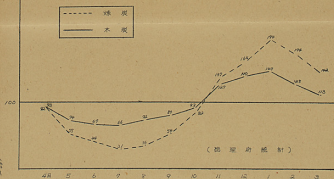


資料十二

煉豆炭の月別出荷及消費推移



練炭並に木炭の都市家計需要の季節変動指数



右の點に據り、由緒はあつたが、六月十七日國鉄會所は七月一日より暫く一ヶ月現
存のまま、懸置する旨の表明があり、六月三十日までの國鉄通公報で告示された。

又、懸置後の運賃等について

おにより割引は一六三四年六月末日懸置せしむることとなつたが、基準として山か
み委員としての特別昇級停村の向隅について、國鉄の運賃制度調査会の中に昇級専門委
員会が設置せられ、運賃等昇級について検討せしむることとなつたので、この機会に特別昇
級を獲得することとし、上記陳述書を提出特別昇級二十二紙に満足するよう希望した。
昇級専門委員会は、現在なお検討中であるので、その進捗にたじ進捗所をの折衝を行
つてゐる。

昭和二十四年二月 日

全国生産炭協議会

会長 吉 武 應 市

販

生産炭の運賃貨率について御願ひの件

生産炭の輸送運賃のつきましては、昭和二十一年一月から、現在に至るまで、水運加二五割に、陸路運賃に相当するよう特別割引運賃を賦課していただき、物産炭の産産者一同衷心より感謝いたしております。(資料ナニ)

この特別割引運賃によりまして、国内生産炭は、外国生産炭に對抗して年々市場の占有率を失ひ、その仕庫の大部分を洋炭に供給し、このため、洋炭は、燃料生産炭の産産者輸送に伴う運賃負担の増進を免れ、競争原料としてごままた仕庫を逐年増加し、最終に代る生産原料の一つとして普及し、水陸貨物運賃の國家の一隅を担つてゐる次第であります。

このたび、昨年一〇月発表しました鉄道運賃制訂委員会下附機構として、算額制度等、同委員会を設置せられ、貨物等級に對する檢制が行われるよし及ぼしてあります。

つきましては、下記各情を御覽賜り、現行割引運賃により實施されております貨率を特別等級二十二級(特別等級炭)に順次し、概々案名をして等々して生産の増進に傾注しうるよう場にお願ひ申上げる次第であります。

記

(一) 生産炭の生産量は、その生産の大割合が煉炭の原料である。

生産炭の生産量は、全国生産炭生産者の約八〇%を占め、煉炭の九〇%以上が煉炭の原料として使用されております。(資料ナニ)

煉炭は、生産炭を混合成炭する原料の僅かな加工製品であり、これに着火、炭塊、煉炭にするために、少量の石炭、コークス等を調整配合するに過ぎません。

しるに、煉炭の原料は、水質も同じく、現在特別等級炭(二十二級)を適用し、且つ特別割引運賃を適用されておりますが、生産炭は、實質的には加工炭及び水質に近い炭質として適用されてゐるものの、石炭と同様七割貨率を適用されてあり、炭質よれば、概々算するに過ぎない製造で、その主要原料の貨率等級が同じである炭質といはつております。

炭素酸塩は民生物資である煉瓦等の主要原料である性質から、特別加算措置が実働によるものであるが、現在に於いてもその状況に變化は生じて居るに過ぎありません。建築材料系は、トンナ当百の価格を歴史的に算出して、その山は積込の二割を算出してはめたものであり、かような加算措置は、社会政策的な立派なものが私共の山主は懸念してゐる。そこで、山を特別措置によつて、修正してゐるものと、吾々は考へてゐるのである。

現在の割引に於ける物資がある一定の時期と他の物資との価格の比較において、現在の割引額の原因まで算出し引下げるべきだと云う意圖的景況を指摘するものであります。吾國この吾國貨物体を修正すべき動向であり、實地検査による物資は「公共的」に實施してこれを系列と考へて改訂出来るべきであると思ひます。

變遷を免れこれを完成したと雖も、又これと競争條件にある外国の價格の獲得に於て、割引措置を實施したと云ふ立場と便宜との比較を、世間的な無條件に示すので資料の方の通りで、何等かの不均衡の變化は免れぬものであります。

 $\frac{1}{2}$

特別割引橋票は、概ね往復・渡通・消費差額の減込を以てゐる。

燃料の安定にして河運を促進し、又よく外國産炭に對して便宜を設け、市場に流通を便せり。以上、民生の安定又は蘇林資源の節約の點に對しては、

たことは、一、二、三年、半の年の長さに於て懸絶せられてゐるこの特別措置によるものでありまして、これは實に實驗面ととも調査した側面として、正當、正當取引及び社会は其の強い基盤となつてゐるのでありますから、この安反を固る上から、この決定は、是非回覽さねばならぬと思つた次第であります。

然るに藩士は少なからず認めざるが、就上之権限から因縁全体に於て是が影響を及ぼすに相違なき筈であるとして認められしところの特別権限を、全体に於て因縁の王室内に於て見出し、その特別権限の都を列上けたといふの表明がある。また、藩士にはこの藩が一旦公認されしからる皇位の継承喪失されていることは、因縁の一時的没入滅亡の理由となし得るが例なき一般國民的なる事柄であることは、この藩士に於ては明瞭としてゐるであらう。

補足說明

1. 前掲に項に対するもの（森林資源保全並に兼営炭価格の安定）

の 数年前、匯交社は燃料組合対策を立案したが、その一環として新炭灰場につき「森林資源の保全及び家庭燃料の合理化の観点から、都市においては、都市ガス、減良炭灰石炭炭素燃料への転換を促進し、……」と表示している。

(17) 水質汚染料は年々健のより命懸け断絶に喰ひ込まれる傾向をもっているが、長期に渡る新農林の需要は隔月の乃至は、下等の傾向にあると判断されている（森林育樹部、合村派協議会）

水質生產量

二六年度 二二〇九

五八七〇六 平石

(樂水樓算)

三八〇

五七四五六

Also, if available

六五〇〇

[illegible]

の「第三國際同盟」において森林特別保護法が成立して、木材商船の運送に対応して農業

(二) 苗木の要領が定められ、苗の成長要に付し、約四割の減価となつてゐる現状である。

家庭幸福比較

[illegible]

珠
(4)

水成ならん（見）上 一五〇入 一儀

五五四

新長6一呎（體長四寸二五尺，長一六尺）

六尺 七〇四

煉出 生一四錢入一氣

 $\angle O = 120^\circ$

一々四五の騎使用として九二五匹

果として九二三四

1888

石炭	一俵	五五〇円
電氣	東京電力管内電灯用單価にして、	度

(2) 価格は三一年一の同東京府におけるもの

(2) 料草の新方作成

神田淡の領域は、これが普通課程に在る向隅にあるにしても、本質以上に本質的に學問である。吾等燃料としての性格の、他の割の位置を受けている生活の素質を比べ、幾つと僅かに少いたる、深奥の奥奥にある問題には、これに純化、吸収、消化する面と乏しく、勢い、これを燃料である、質低極限の資材となることは、過去の英蘭が示している筈であります。

概ね、燃料不足を憚うため、水炭の代替燃料として、水炭一俵に對し煉炭一、六匁に配給する山田のや、昭和二七、八年頃までは資料亦三が示す通り、大抵この割合となつてゐりますが、煉炭の伸長を因るためには、現在一俵對二匁の價格割合が重要と云つてゐります。

1 前掲(三)項に対するもの(暫定的措置)

特別措置が認められた昭和五年に臨時の設置された常設審議会においては一、年製の改正はあつたが、厥後支子極端に不調便な貨幣についてのみ修正を行い、同年勅令した

朝鮮動乱のため、釜路の安定を前提とする、貿易等制限政策の緩和を促すこととなつた。

(4) 等製品目「炭煙粉炭」の設立

「理髮師」は、客を剃ることで、客の顔に「理髮師」の個性を刻印してあり、顧客分野の勢力性は極めて小さく、又「理髮師」の代償的利潤としての利益は低い。この面からも、組織の安値であることが望まれるので、「理髮師」は産業者は、これに対応して、この利潤薄と組織の引下げに鋭意努力してはいる実状であります。

かような取組から、昭和二十七年専断的根拠的改正を行うために製造業者と消費者間の
議会において、消費者と合併して生産すべき品目として「炭煙改良」が新設されたこと
あります。

このとき、運輸相は、運輸の列に於ける加工賃の変更を問題とした。又、相場の値中があらはに、客貨別利益率によつて、有差違を現出（七割）となすや、そのとを駁して、特別運賃（八割）の移行を希望したのであります。が、此については、将来でも引抜いて加工賃なみの運賃に相当する割当賃金を適用するから、客貨の差違を見合せても引いたての運賃の中入れにより、客率は不均衡なら、これを調整するのみなほに在り、現在に於てあるべきであります。

無煙粉炭割引|借率継続状況 東京五輪開催国内の各都道府県別

12.25)	9. 公東沖404号 (28.12.15)
25.1) 至 25.3.31	期 間 29.1.1 ~ 29.3.31
1km ~ 500km @10%	10. 公東沖86号 (29.3.30)
1km以上 @15%	期 間 29.4.1 ~ 29.9.30
(25)	11. 公東沖297号 (29.9.30)
4.1 ~ 26.3.31	期 間 29.10.1 ~ 30.3.31
1km ~ 500km @15%	12. 公東沖24号 (30.3.31)
1km以上 @20%	期 間 30.4.1 ~ 30.9.30
4.1 当分の間	13. 公東沖322号 (30.9.29)
全	期 間 30.10.1 ~ 当分の間
11.12	14. 公東沖114号 (32.3.30)
11.1 ~ 27.3.31	期 間 32.4.1 ~ 33.3.31
3.27)	賃 率 301km ~ 500km @15%
4.1 ~ 27.9.30	501km ~ 1,000km @20%
10.1)	801km ~ 1,000km @22%
10.1 ~ 28.3.31	1,001km以上 @23%
29)	15. 公東沖100号 (33.3.29)
3.1 ~ 28.9.30	期 間 33.4.1 ~ 33.6.30
9.30)	賃 率 以下全
10.1 ~ 28.12.31	16. 公東沖234号 (33.6.30)
	期 間 33.7.1 ~ 34.6.30

(二) 公使館に於て調査措置の一考
 自由、此の二點を以て對列する點に於ける必要は調査官に於ける一任に在り、實情を把握し、又調査官を以て之を監督せしむるものとす。公使館に於て調査官を以て、生協並に實業家及び技術者等と對し、産業を以て調査することになり、技術調査官の調査のうへ、生協並に實業家の影響を以て、技術調査官、マンカシシ、炭化炭、鐵鋼等等は、對列する點に於ける必要は調査官に於ける一任に在り、實情を把握し、又調査官を以て之を監督せしむるものとす。公使館に於て調査官を以て、生協並に實業家及び技術者等と對し、産業を以て調査することになり、技術調査官の調査のうへ、生協並に實業家の影響を以て、技術調査官、マンカシシ、炭化炭、鐵鋼等等は、對列する點に於ける必要は調査官に於ける一任に在り、實情を把握し、又調査官を以て之を監督せしむるものとす。

資料 1

無煙粉炭割引賃率継続状況

1. 国鉄公示275号 (24.12.28)	期 間	自25.1.1 至 25.3.31
割引賃率	301km ~ 500km	◎10%
	501km以上	◎15%
2. 公示243号 (25.3.25)	期 間	25.4.1 ~ 26.3.31
	301km ~ 500km	◎15%
	501km以上	◎20%
3. 公示720号	期 間	26.4.1 迄分の間
賃 率	以下全	
4. 公示272号 (26.11.19)	期 間	26.11.1 ~ 27.3.31
5. 公示101号 (27.3.27)	期 間	27.4.1 ~ 27.9.30
6. 公示328号 (27.10.1)	期 間	27.10.1 ~ 28.3.31
7. 公示23号 (28.1.29)	期 間	28.3.1 ~ 28.9.30
8. 公示307号 (28.9.30)	期 間	28.10.1 ~ 28.12.31

9. 公示404号 (28.12.15)	期 間	29.1.1 ~ 29.3.31
10. 公示56号 (29.3.30)	期 間	29.4.1 ~ 29.9.30
11. 公示297号 (29.9.30)	期 間	29.10.1 ~ 30.3.31
12. 公示54号 (30.3.31)	期 間	30.4.1 ~ 30.9.30
13. 公示322号 (30.9.29)	期 間	30.10.1 ~ 迄分の間
14. 公示114号 (32.3.30)	期 間	32.4.1 ~ 33.3.31
賃 率	301km ~ 500km	◎15%
	501km ~ 1,000km	◎20%
	1,001km ~ 1,000km	◎22%
	1,001km以上	◎23%
15. 公示100号 (33.3.29)	期 間	33.4.1 ~ 33.6.30
賃 率	以下全	
16. 公示234号 (33.6.30)	期 間	33.7.1 ~ 34.6.30

昭和34年への移行が係り上げられたことは、解り易いものであります。
 このことは、同じ炭種別として常に割合関係にある本炭は、その生産割引20.0万
 色、株野行調、一年産20.0万色(20.0万色)のうち、炭種別として使用さ
 れるものは約8.0万色、他は産業用(造船、金庫、生油、石炭)による、炭種別として使用さ
 れ、これに特別割引を付与するラングとされ、しかも大中の割引格差が現れ出ていること、又炭種
 たる無煙粉炭は約5.0万色の産業用を融き、炭種別として使用されるものであること、又炭種
 たる無煙粉炭より安し、賃率を適用して、一般的見解を考慮し、炭種別に置いて、二重割引
 により、二重割引を適用して、二重割引格差が現れ出ていること、炭種別として使用さ
 れる炭種上の炭を減くするものであります。

煉豆炭生産及び国内無煙炭生産推移

(注) 資料は通産統計による。() 内は外国産に占める割合

年	備	島
1912	31年度普通科より定員は1,150、1,179名であり	
1913	そのうち、1,035名は	
1914	1,166.179	
1915		
1916		
1917		
1918		
1919		
1920		
1921		
1922		
1923		
1924		
1925		
1926		
1927		
1928		
1929		
1930		
1931		
1932		
1933		
1934		
1935		
1936		
1937		
1938		
1939		
1940		
1941		
1942		
1943		
1944		
1945		
1946		
1947		
1948		
1949		
1950		
1951		
1952		
1953		
1954		
1955		
1956		
1957		
1958		
1959		
1960		
1961		
1962		
1963		
1964		
1965		
1966		
1967		
1968		
1969		
1970		
1971		
1972		
1973		
1974		
1975		
1976		
1977		
1978		
1979		
1980		
1981		
1982		
1983		
1984		
1985		
1986		
1987		
1988		
1989		
1990		
1991		
1992		
1993		
1994		
1995		
1996		
1997		
1998		
1999		
2000		
2001		
2002		
2003		
2004		
2005		
2006		
2007		
2008		
2009		
2010		
2011		
2012		
2013		
2014		
2015		
2016		
2017		
2018		
2019		
2020		
2021		
2022		
2023		
2024		
2025		
2026		
2027		
2028		
2029		
2030		
2031		
2032		
2033		
2034		
2035		
2036		
2037		
2038		
2039		
2040		
2041		
2042		
2043		
2044		
2045		
2046		
2047		
2048		
2049		
2050		
2051		
2052		
2053		
2054		
2055		
2056		
2057		
2058		
2059		
2060		
2061		
2062		
2063		
2064		
2065		
2066		
2067		
2068		
2069		
2070		
2071		
2072		
2073		
2074		
2075		
2076		
2077		
2078		
2079		
2080		
2081		
2082		
2083		
2084		
2085		
2086		

(雙位：千毫)

項目	煉炭量	国内産煉炭 生産 (A)	煉炭の向 需 (B)	B/A	外国産煉炭 焼三民の割合
年度	生	生	需	%	
25	271.0	273.2	262.2	47.2	0.02
26	272.2	1,033.2	221.3	66.1	14.2
27	262.2	1,011.5	272.0	37.2	24.2
28	1,002.5	1,052.2	222.2	61.2	12.2
29	1,201.5	1,200.5	222.6	60.2	12.2
30	1,321.0	1,222.2	1,002.2	22.2	(昭和 25.0)
31	1,222.2	1,022.2	1,022.1	22.2	(昭和 25.2)
32	1,222.2	1,022.2	1,022.0	66.2	12.2
33(昭和)	1,222.2	1,222.2	1,222.0	22.2	(昭和 25.2)

註 1. 博愛堂生産は其野店舖

2. 彼は、過激派計画

 $3, c$ は外数

無煙炭地区別生産実績

年度 地区別	31年度の内の								32年度の内の		
	25	26	27	28	29	30	31	32	新発生率 %	新発生率 %	
農 田	76.7	74.7	74.4	73.8	74.0	66.7	68.9	32.9	34.7	46.3	45.7
農 園	20.7	20.6	22.2	23.4	24.7	24.7	24.8	9.6	2.7	9.8	3.4
山 口	53.7	49.6	44.3	42.4	52.0	50.5	50.2	74.9	9.7	40.0	39.0
九 州	107.9	104.3	105.9	206.2	203.6	209.7	212.9	212.2	216.4	7.0	
其 他	20.9	17.9	23.0	24.5	24.0	22.7	23.4	12.2	2.3	2.3	
九 州 計	219.7	222.7	231.0	350.5	349.8	346.7	347.2	340.6	24.3	47.8	49.1
合 計	217.9	214.3	219.6	343.7	343.6	339.2	339.3	335.0	27.0	47.8	49.1

定 無煙鉛炭生庫中煤亞其向便給量

30 度廣 92.0% (粘炭生産 1.099,0千丸)

31年度 95.2%

32年度 82.2%。(煉炭生産計画13万tの需要は国内産炭生産の最大を招いた上に、外炭の輸入増により供給比率大巾の減となった。)

資料 2 (2)

無煙炭産業別年度実績(国内無煙炭及外国無煙炭)

(単位: 千トン)		(注) 資料は通商統計による()内は外国産に占める割合										
産業別	年度別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備 考		
同 産 品 別	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104	31年度無煙炭の生産は1, 150, 179トンであり そのうちの1, 099, 184 1, 010, 179 = 95. 2%が国内産に占められていた。			
沖 炭 炭	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
機 油 炭 炭	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
電 力	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
IT	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
食 料 工 業	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
ソ ー ダ	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
炭 炭 炭 炭	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
主 産 品 の 他 の 炭 炭	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
主 産 品 の 他 の 炭 炭	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
コークス	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
ピメント	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
石炭ロケット	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
加 工 炭 炭	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
山 炭 炭 炭 炭	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				
主 産 品 の 他	(25. 226) 249, 216	(26. 407) 1, 452, 017	(27. 332) 394, 606	(28. 227) 1, 452, 996	(29. 267) 1, 269, 872	(30. 230) 1, 269, 424	(31. 222) 1, 244, 252	(32. 204) 1, 242, 104				

資料 2 (1)

煉 豆 炭 生 産

項目	煉豆炭	国内産
年度	生産	生産
25	271.7	7.7
26	262.7	1, 022
27	262.7	1, 011
28	1, 022.2	1, 022
29	1, 201.2	1, 300
30	1, 321.0	1, 529
31	1, 213.9	1, 466
32	1, 448.4	1, 472
33(推)	1, 234.0	1, 234

注 1. 煉豆炭生産は林野

2. 他は、通商統計

3. () は外産

第 32.4			
級 別	引 量	積上量	
1.18	—	—	116
2.23	—	—	
3.28	—	—	
3.31	—	—	116
3.32	3.28	140	
1.10	3.31	186	
3.23	1.10	186	112
2.28	1.12	204	
1.31	1.22	306	
2.23	1.31	308	
3.27	1.23	330	112
1.21	1.22	461	
2.25	1.21	474	
1.23	1.24	620	120
2.21	1.23	631	120
2.25	2.13	640	121
3.25	2.30	653	
2.21	2.20	723	
6.11	2.20	831	

月 日	日課報告欄			全上場数			生 月	日課報告欄			全上場数			年 月	日課報告欄			全上場数		
	集場数	水取	集場数	水取	集場数	水取		集場数	水取	集場数	水取	集場数	水取		集場数	水取	集場数	水取	集場数	水取
25	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	25	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	25	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
26	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	26	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	26	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
27	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	27	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	27	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
28	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	28	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	28	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
29	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	29	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	29	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
30	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	30	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	30	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
31	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	31	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	31	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
1	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	1	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	1	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
2	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	2	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	2	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
3	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	3	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	3	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
4	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	4	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	4	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
5	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	5	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	5	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
6	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	6	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	6	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
7	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	7	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	7	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
8	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	8	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	8	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
9	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	9	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	9	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
10	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	10	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	10	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
11	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	11	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	11	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00
12	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00	12	1	1.000	2.00	1.00	1.00	1.00							

註 (1) 異國産品を内地に賣却する
 用途の割合 工場用製造
 用途の割合 蓄積率 日本内
 貯蔵品と消費 蓄積率
 (2) 木材は、蓄積品と消費品とを別
 (3) 木材は、小売品と消費品とを別

噸	昭和23.7					昭和25.1					昭和26.1.1					昭和28.2					昭和32.4				
	6級	6級	6級	6級	6級	6級	6級	6級	6級	6級	7級	7級	7級	7級	7級	7級	7級	7級	7級	7級	7級	7級	7級	7級	7級
10	27	43	-	-	186	24	-	-	112	142	-	-	113	118	-	-	116	-	-	116	-	-	-	-	-
100	141	250	-	-	346	-	-	-	346	-	-	-	346	-	-	-	423	-	-	-	-	-	-	-	-
200	212	351	-	-	514	-	-	-	514	-	-	-	514	-	-	-	673	-	-	-	-	-	-	-	-
300	292	517	-	-	780	679	-	-	130	747	-	-	113	857	-	-	116	-	-	-	-	-	-	-	-
320	141	246	442	92	212	646	142	-	842	276	121	-	942	254	140	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
400	332	604	443	77	346	520	124	-	346	812	143	-	1,143	343	146	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
500	421	746	646	112	442	642	152	132	1,132	512	178	113	1,323	1,128	174	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-
550	453	817	656	143	474	674	163	-	1,261	577	189	-	1,427	1,167	206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
600	486	894	699	176	512	722	184	-	1,547	627	214	-	1,547	1,247	242	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
700	143	244	730	179	612	846	241	-	1,674	714	254	-	1,734	1,314	284	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
800	172	1,102	802	220	740	942	301	132	1,682	812	323	113	1,742	1,412	329	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-
850	444	1,143	827	232	812	1,022	314	-	1,742	812	323	113	1,742	1,412	329	112	-	-	-	-	-	-	-	-	-
900	476	1,214	878	261	879	1,079	326	-	1,812	862	337	-	1,812	1,482	361	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000	740	1,332	1,040	344	1,040	1,332	408	114	1,962	1,072	433	113	2,032	1,592	424	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,100	812	1,404	1,112	379	1,112	1,404	452	134	2,124	1,164	462	113	2,212	1,712	471	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,200	843	1,486	1,204	410	1,204	1,486	494	154	2,242	1,252	492	113	2,332	1,802	501	124	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,300	874	1,568	1,286	442	1,286	1,568	536	-	2,362	1,342	522	-	2,442	1,892	531	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,500	1,044	1,900	1,520	540	1,520	1,900	651	-	2,774	1,614	629	-	2,854	2,074	641	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,600	1,124	2,044	1,611	602	1,611	2,044	717	-	2,854	1,704	694	-	2,934	2,164	701	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 25—31年度
割引率 301—500km 15%
501以上 20%

32年度以降
301—500km 15%
501—800 20%
801—1000 22%
1,001以上 23%

月日	日開港船名		
	船名	航路	船種
25.1	4.442	23.2	1
3	4.442	23.2	1
5	3.422	12.0	1
7	4.442	23.2	1
9	4.442	23.2	1
11	4.442	23.2	1
13	4.442	23.2	1
15	4.442	23.2	1
17	4.442	23.2	1
19	4.442	23.2	1
21	4.442	23.2	1
23	4.442	23.2	1
25	4.442	23.2	1
27	4.442	23.2	1
29	4.442	23.2	1
31	4.442	23.2	1
1	4.442	23.2	1
3	4.442	23.2	1
5	4.442	23.2	1
7	4.442	23.2	1
9	4.442	23.2	1
11	4.442	23.2	1
13	4.442	23.2	1
15	4.442	23.2	1
17	4.442	23.2	1
19	4.442	23.2	1
21	4.442	23.2	1
23	4.442	23.2	1
25	4.442	23.2	1
27	4.442	23.2	1
29	4.442	23.2	1
31	4.442	23.2	1

參考資料 2

割 引 運 賃 比 較

(昭和33年7月16日)

- 52 -

品 別	運 賃 率	
	4.999 以下	5.000 以上
1	1.00	1.00
2	1.00	1.00
3	1.00	1.00
4	1.00	1.00
5	1.00	1.00
6	1.00	1.00
7	1.00	1.00
8	1.00	1.00
9	1.00	1.00
10	1.00	1.00

品 別	運 賃 率	
	4.999 以下	5.000 以上
1	1.00	1.00
2	1.00	1.00
3	1.00	1.00
4	1.00	1.00
5	1.00	1.00
6	1.00	1.00
7	1.00	1.00
8	1.00	1.00
9	1.00	1.00
10	1.00	1.00

品 別	運 賃 率	
	4.999 以下	5.000 以上
1	1.00	1.00
2	1.00	1.00
3	1.00	1.00
4	1.00	1.00
5	1.00	1.00
6	1.00	1.00
7	1.00	1.00
8	1.00	1.00
9	1.00	1.00
10	1.00	1.00



地区別	全工場数	全工場の 5月年度生産量	全工場の 5月年度生産量	一工場の5月 年度生産量	全工場の5月 年度生産量の 平均比率	5月年度生産量の 平均比率					5月 1000(単位)
						2,500 ~10,000	10,000 ~15,000	15,000 ~20,000	20,000 ~25,000	25,000 ~30,000	
東京	10	27,270	27,270	2,727	27.27%	2	2	2	2	2	2
神奈川	10	27,270	27,270	2,727	27.27%	2	2	2	2	2	2
千葉	10	27,270	27,270	2,727	27.27%	2	2	2	2	2	2
埼玉	10	27,270	27,270	2,727	27.27%	2	2	2	2	2	2
群馬	10	27,270	27,270	2,727	27.27%	2	2	2	2	2	2
栃木	10	27,270	27,270	2,727	27.27%	2	2	2	2	2	2
茨城	10	27,270	27,270	2,727	27.27%	2	2	2	2	2	2
水戸	10	27,270	27,270	2,727	27.27%	2	2	2	2	2	2
合計	10	27,270	27,270	2,727	27.27%	2	2	2	2	2	2

(注) 1. 内工場の数は、5月年度生産量の多い順に並べられている。

品名	単位	小売価格	東京より運賃比較		神奈川より運賃比較		備考
			東京より運賃	運賃の占める割合	神奈川より運賃	運賃の占める割合	
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	神奈川より運賃比較
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	神奈川より運賃比較
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	神奈川より運賃比較
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	神奈川より運賃比較
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	0.02	2%	0.02	2%	神奈川より運賃比較

(注) 1. 1. 東京より運賃比較は、東京より運賃の2%を東京より運賃の1%と見做す。

2. 東京より運賃比較は、東京より運賃の2%を東京より運賃の1%と見做す。

3. 東京より運賃比較は、東京より運賃の2%を東京より運賃の1%と見做す。

4. 東京より運賃比較は、東京より運賃の2%を東京より運賃の1%と見做す。

5. 東京より運賃比較は、東京より運賃の2%を東京より運賃の1%と見做す。

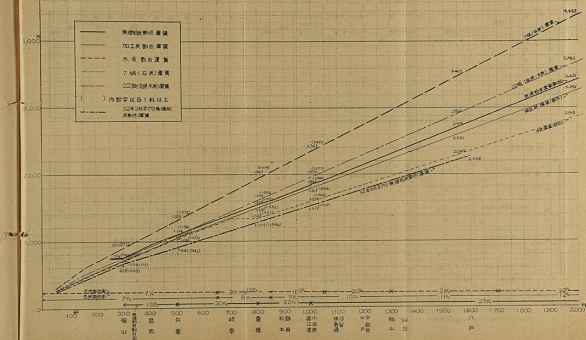
品名	単位	小売価格	備考
炭	kg	1.00	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	神奈川より運賃比較
炭	kg	1.00	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	神奈川より運賃比較
炭	kg	1.00	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	神奈川より運賃比較
炭	kg	1.00	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	神奈川より運賃比較
炭	kg	1.00	東京より運賃比較
炭	kg	1.00	神奈川より運賃比較

二、輸入禁煙品対策について

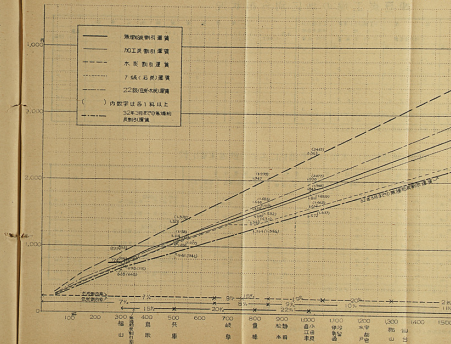
ノ、三十三年度輸入増産品について、

三十三年輸入穀類は、一応消費五、八千キロで四五千キロの消費剩餘となつてゐる。上期は、消費三千の千を、外割一七千キロで實際より超過した。林産物の需要の増加は、その使割の消費の増より、一國內林産物の消費は減退し、輸入穀類の増加は加増したもので、下期輸入穀類外貨割増について、視察会に出いて、調査の上、

(4) 冰豆炭何輸入炭については、冰豆炭は生産一七八万屯となっているが、最近の実勢では昨年程度の生産しか望めず、冰豆炭の生産減だけ、輸入炭生産も削減すべきである。



二、輸入煤産炭対策について
 1. 三十五年年度輸入煤産炭について
 三十五年年度輸入煤産炭は、一先消費五八二万トンで四三二万トンの外貨制当となつており、上期は消費五二〇万トン、外制一七二万トンで実施せられてきたが、煉炭の需要の伸びが著しく、その他部門の増産率により、国内煉炭産炭の需要は減退し、輸入煉炭産炭は増加せられてきたので、下期輸入煉炭産炭外貨制当について、理研会において協議の上、
 (1) 煉炭炭質輸入炭については煉炭炭質は一八万トンとされているが、最近の炭質やは明生炭質の低炭化の懸念が、煉炭炭質の生産減に付、輸入煉炭炭も削減すべきである。
 (2) 煉炭炭質輸入炭の品位は五五四二カロリーで、炭質の保証は十分比する。その他部門の輸入煉炭炭については、各部門外貨予算決定当時と明解が異なり、その使用量は相対減少するものと見られるので、最近の炭質に即し、輸入量を削減すること。
 (3) 炭質の品位は五五四二カロリーで、炭質の保証は十分比する。
 (4) 輸入煉炭炭は五、三〇〇カロリーであるとして、輸入煉炭炭は純利必要であることについて関係当局に申入れを行つた。
 (5) 輸入煉炭炭は五、三〇〇カロリーであるとして、輸入煉炭炭は純利必要であることについて関係当局に申入れを行つた。



33年度煉豆炭原料無煙炭所必要量

全国無煙炭協議会

(単位 1,000 屯)

(1) 煉豆炭生産計画

(A) 通商局案 1,770 煉炭 1,470 豆炭 240

(B) 石炭局案 1,660 煉炭 1,460 豆炭 200

(2) 煉豆炭原料炭平均 Cal

	石炭局	林野庁	通商局
国内炭煉炭	5,418	5,320	5,359
外国 "	6,700	6,700	6,700
制炭料	5,500	5,500	5,500
石炭	-	-	-
製炭	5,190	5,190	5,190

} 277

} 8

} 5

} 100

(3) 外国無煙炭使用量(国内無煙炭平均 Cal は石炭局案により算出した場合)

(1) の生産計画 A 案の場合

 煉炭 47
 豆炭 26 } 計 69

(1) 煉炭用外国無煙炭所必要量

煉炭製造用 Cal $1,470 \times 5,190 = 7,722,300$ (a)
 制炭材料必要量 $1,470 \times 6,000 = 8,820,000$ (b)
 " 製炭 Cal $1,200 \times 5,500 = 6,600,000$ (c)
 石炭 $7,722 - 6,600 = 1,122$ (d)
 石炭製造必要量 $1,470 \times 6,000 = 8,820,000$ (e)
 国内炭 $5,418 \times 1,770(1,270 - x) = 7,077,210$ (f)
 外国無煙炭所必要量 $1,296 - 1,253 = 43$ (g)

(2) 豆炭用外国無煙炭所必要量

$240 \times 6,000$ (製造用) = 1,440
 $1,440 - 1,200$ (製炭用) = 240
 $240 - 240$ (440) = 0 (f)

(f) 合計 (1) + (2) $43 + 26 = 69$ (c + f)

(1) の生産計画 B 案の場合

 40
 26 } 計 66

$1,460 \times 5,190 = 7,577,400$ (a)
 $1,460 \times 6,000 = 8,760,000$ (b)
 $1,170 \times 5,500 = 6,435,000$ (c)
 $7,577 - 6,435 = 1,142$ (d)
 $1,460 \times 6,000 = 8,760,000$ (e)
 $5,418 \times 1,770(1,270 - x) = 6,937,210$ (f)
 $1,270 - 1,270 = 0$ (g)

$240 \times 6,000$ (製造用) = 1,440
 $1,440 - 1,200$ (製炭用) = 240
 $240 - 240$ (440) = 0 (f)
 $43 + 0 = 43$ (c + f)

33 - 8 - 21
通 査 局

$$500 = 856 + 022 \dots (b)$$

$$56 = 7077 \dots (2-b)$$

$$0.87 = 1.296 \dots (c)$$

$$700(1.296 - x) = 7077 \quad x = 1.198 (d)$$

$$1.198 = 98 \dots (e)$$

$$0.70 \text{ (尙事位)} = 1.68$$

$$1.00 \text{ (貯炭吐出)} = 68$$

$$42 \text{ (セメント)} = 26 \dots (f)$$

$$98 + 26 = 124 \dots (e+f)$$

(概 考)

(1) 船運の持続性を示す炭産量及び煉炭炭質供給量(九州工大伊木教授の炭煙炭質研究資料による)

植 生	59,000 屯
注 回	70,000
蓄 廻	110,000
備 山	60,000
計	259,000

(2) 貯炭状況

	炭倉貯炭	煉炭炭大口工場貯炭	
		国内製煉炭	外国製煉炭
32年4月	51,470	447	17.6
5月	58,4	527	17.7
6月	58,4	62.5	18.1
33年4月	203.5	66.7	27.7
5月	228.0	67.7	41.7
6月	225.1	73.2	26.4
7月	227.0 (速報)		

(3) 33年度国内炭煙炭生産予定

$$1.257 \div 0.77 = 1.710$$

$$\text{煉炭炭質} \quad 1.257$$

$$\text{差引その他炭質} \quad 457$$

$$(32年度実績) \quad (454)$$

$$\text{石炭生産算有炭煙炭} \quad \text{炭産能力} \quad 1.710$$

33年度煉豆炭用外貨割当

33-8-21
通商局

(単位 千吨)

(1) 煉豆炭往來計画 1790 煉炭 1490 豆炭 240

(2) 煉豆炭用炭料炭平均 Cal

	石炭島(A)	林野庁(B)	通商局(C)	
国内産煉炭	5,418	5,200	5,859	} 87%
外国 "	6,700	6,700	6,700	
計炭料	5,500	5,500	5,500	
石灰	-	-	-	5 "
炭製品	5,190	5,190	5,190	100 "

(3) 外国産炭使用量 (C) 炭に収る

煉炭	9P	計 124
豆炭	26	

註 (1) 煉炭用外国産炭使用量

煉炭製品用トン Cal

$$1490 \times 5,190 = 7733 \text{ Cal} \dots (2)$$

制炭料用炭量

$$1490 \times 0.0P = 120 \text{ 千吨}$$

制炭料用炭量トン Cal

$$120 \times 5,500 = 660 \text{ 千Cal} \dots (b)$$

石炭島トン Cal

$$7733 - 660 = 7077 \quad (a-b)$$

石炭島用炭量 $1490 \times 0.87 = 1296 \dots (c)$

国内炭 (X)

$$5359X + 6700(1296-X) = 7077 \quad X = 119P (d)$$

外国産炭島用炭量

$$1296 - 119P = 9P \dots (e)$$

(2) 豆炭用外国産炭使用量

$$240 \times 0.90 \text{ (炭単位)} = 16P$$

$$16P - 100 \text{ (前炭製品)} = 6P$$

$$6P - 42 \text{ (セメント)} = 26 \dots (f)$$

(3) 合計 $(1+2) \quad 9P + 26 = 124 \dots (e+f)$

(炭 考)

(1) 煙煤に付託せ

(2) 昨炭状

(3) 33年度国内炭

1.2

煉炭

炭製品

(8)

石灰往來炭

昭和34年度大豆生産計画及び原料大豆消費調査

秋・野・片
(単位: 千石)

生産計画					(単位: 千石)								
上期計	%	%	下期計	合計	項目	食料用大豆消費計画							
						%	%	上期計	%	%	下期計	合計	
200.0	42.0	400.0	470.0	1530.0	原料大豆消費量	31.2	33.5	487.5	496.0	365.0	761.0	1400.0	
100.0	60.0	50.0	110.0	210.0	品質別	減産	200.5	207.0	570.5	310.0	200.0	670.5	1442.0
(200.0)	950.0	950.0	(200.0)	(1700.0)		豆 質	91.5	50.5	70.0	92.0	70.0	70.0	170.0
400.0	100	9.2			産地別	国内産	249.9	290.2	700.1	700.0	310.0	670.0	1310.1
	100	9.2				輸入品	52.1	46.8	87.0	10.0	90.0	102.0	170.0
	120	11.0				品質別	品質別	品質別	品質別	品質別	品質別	品質別	品質別
100			110		計算基礎	減産	1500.0	83.5%	1360.0	15.5%	170.0	170.0	
豆 産	100	組合	10.5			豆 質	210.0	70.0	107.0			19.0	19.0
豆 産	12	合計	10.0			計	4700.0	30.0%	1400.0	15.5%	170.0	170.0	

大豆

20.5%

190.2

25.0

25.0

215.7

0-②



昭和34年度大豆生産計画及び原料大豆消費所要調査

林 野 彦
(単位：千石)

項 目	生 産 計 画							項 目	食 料 飼 料 資 料 計 画						
	%	%	上順計	%	%	下順計	合 計		%	%	上順計	%	%	下順計	合 計
減 産	340.0	140.0	700.0	430.0	400.0	290.0	1,320.0	原料大豆消費	212.0	225.5	497.5	296.0	265.0	761.0	1,408.0
正 産	45.0	55.0	100.0	60.0	70.0	110.0	210.0	減 産	200.5	297.0	172.5	314.0	226.0	624.0	1,242.0
計	295.0	402.0	(390.0)	370.0	470.0	(720.0)	(170.0)	正 産	41.5	28.5	70.0	42.0	39.0	77.0	182.0
出 入 割 附 記	110.0	100		100	0.2			国内産	249.0	290.2	340.1	702.3	312.0	415.0	1,219.1
		100		110				輸入産	52.1	45.3	87.4	14.7	53.0	102.0	190.2
	100			120	117			①畜用② ③飼料④ ⑤原料大豆							
増産割付	減産 14%	正産 10%		割合	10%			減 産	1,200.0	215.5%	1,312.5	19.5%	170.4		
増産割付	減産 22%	正産 12%		割合	10%			正 産	210.0	70.0	197.0	-	19.8		
増産割付	減産 22%	正産 12%		割合	10%			計	1,410.0	285.5%	1,509.5	19.5%	190.2		

- ① 10年3月末ストック及び繰越 24.5¹⁴
- ② 輸入原料消費 190.2
- ③ 10年3月末ストック 25.0
- ④ 10年3月末繰越 25.0
- ⑤ 消費増量、②+③+④-① 215.7

昭和33年度煉豆炭生産及び原料無煙炭受入消費量調査

-64-

(単位：千トン)

期 別	江 産			用 外 無 煙 炭										製 炭 場	配 合 率	
	煉 炭	受 入	計	国 内 炭			輸 入 炭			合 計					国内炭	輸入炭
				産 出	受 入	在庫	産 出	受 入	在庫	産 出	受 入	計 庫				
第一 四半期	320.9	98.9	419.8	147.0	232.8	172.2	28.9	48.0	40.2	150.9	299.6	147.2	299.6			
第二 四半期	321.2	96.1	417.3	73.2	315.4	161.5		26.0	44.0	40.5	98.5	147.2	299.6	147.2		
計	642.1	195.0	837.1	220.2	548.2	333.7		74.0	84.2		498.1	294.2	592.3			
第三 四半期	348.8	29.2	378.0	146.2	231.8	172.2		47.0	61.2		294.2	147.2	299.6			
第四 四半期	322.4	49.5	371.9		371.9	172.2		41.2	100.2	13.5	361.2	147.2	299.6	147.2		
計	1593.3	176.8	1770.1	365.4	1346.6	618.1		136.2	306.6		1056.6	592.3	1648.9			
合 計	1593.3	176.8	1770.1	365.4	1346.6	618.1		136.2	306.6		1056.6	592.3	1648.9			

(注) 1) 輸入炭は合算なし。(輸入炭の消費量約40,474。これを合めた消費量は約44,948)

2) 一般消費を含む。

本表としては右は別表添付出来ないもので、正誤関係等を関係方面に提出し、修正炭何
 について、地方の燃炭へ三十三年度期算方式によりは輸入無煙炭は四の千を割
 り十金であること、並に受配門については、適正な制を行使しない場合と見る
 ことについて強く希望した。

なお、其の後の有製炭の増減の概況より特別の差を要請
 し、煉炭炭何については、大10万トン以下に特別すべきことを及後希望した。

期	日	產			榮 科 基 理 院									
		株	尺	割	國 山 茂				轉 入 尺				合	
					陸	登	消	基	陸	登	消	基		
第一、四期	320.9	34.9	362.2	167.0	232.8	(72.2)		24.9	44.0	40.2		190.5	297	
第二、四期	461.2	36.1	407.0	23.2	31.5	(30.2)	(1.2)							
計	782.1	71.0	769.2		247.3	(72.2)			26.0	44.0	40.2		40.1	
第三、四期	464.6	27.5	400.1	(14.1)	(24.4)	(24.1)	(72.2)							
第四、四期	922.0	48.5	(441.0)											
計	1346.7	108.5	1269.2	22.2	24.2			41.0	61.5			47.5	47.5	
合 計	2698.8	245.0	2653.8	38.2	48.7	(44.2)		81.2	(72.2)	21.0	19.5	44.1	44.1	
				40.0		44.2			74.2	(72.2)			47.5	
	1166.1	114.4	(114.4)											
	1166.1	114.4	114.4	114.4		114.4		114.4	(114.4)	114.4		114.4	114.4	

(譯) (1) 七人の海士は、(七人の海士は) 船中の 2 人を含む 9 人を殺した。

2) 一階微分方程式,

本会としては、これは創設以来未だ無いので、就財政事情も関係するに非ず、牛乳賣
 については、地方の製乳業は、二十五年で閉鎖するに決まれば輸入品は同の牛乳賣
 ですからあること、更に無償出口に於いては、適正な制約を行ない導入し、しめ、購買とする
 ことについて、殊く要請の上
 ながら、其の後の「市街」の閉鎖にたいして、面々地産局長の閉鎖の現状より特殊の考慮を要請
 した。地産局長については、少く共一の方法を以下に列擧すべきことと復々要請した。

全國無煙炭協議會
會長 吉武 惠市

服

外國無差貨輸入抑制について御願いの件

無運長の需給發展につれては、種々制度を隔り兼て同家によつて振舞つておろす。

調査年度を以テ、三十二年度の注意実験（一八九万毛）は、二十五年度（七二万毛）に比べ、倍増する実績を示すに至りまつた。

下地より一般産業界の不況の影響により、今

要らない設備を示しました。これはヒューズに短絡異常発生による燃焼の減速に加えて、燃焼に割当られた一般産業用外国産燃料の燃費長所への横流しの結果、燃費長所の七五折を占める燃費改善の軌跡に主眼するものであります。

したので、前年度のように極端に国内生産費を圧迫することなく推移するものと買入れま

しるに、國內産煙草需要の大宗である津浦菸庄は、需要増の下振に及び、前年比で戦後最予想外の不振に陥り、一般産業向甚煙草需要も減出したため、全国果糖産品の附属は、十二月まで戦前に二八万毛に達し、年息五厘以上には凡らく三〇万毛前後の貯蓄に依存、そのちと足られます。

二十四年度の食糧見通しについて

煉炭の製造は、天明4年輸入に始まる。今も大で、はすは、三十二年以後、石炭の消費は、漸次其の普及も著しく、今も家庭燃料の分限は、三十二年以後、かなり、富動向を、電燈、蒸氣燃料としての煉炭の需要拡大に替る、産業であり、すが、三十四年度の煉炭は、近頃見聞したについては、三十二年、三十三年の、宝勢一、六五万石を、少し上回り、約二〇〇万石程度に、推移するものと、考えられます。

なむ 焼豆炭以外の需料も昭和四年までの数倍が予想されます

34年度煉豆炭用外国無煙炭所要量

34 - 2 - 16

90千屯(煉炭1,500 噸 豆炭 200)

2. 豆炭所要量

配給率
 4.4% (前年率炭)
 0. (前年通り)
 0. ()
 ()
 0. ()
 0. ()

世人石

3. 合計

4. 貯炭抽出

(貯炭 25/12月 277千屯、前年率炭 176千屯)

(4) (2)の国内無煙炭平均 (cal 5357 (前年通り))

他は全じ場合

外炭所要量

$90 + 90 = 180 - 150 = 30$ 千屯

(注) * 33年度の豆炭所要量は前年度(218千屯)より

減産し約140千屯に削減される。

$$1,500 \times 0.27 = 405 \text{ 千屯}$$

$$1,500 \times 0.190 = 285 \text{ 千屯}$$

$$1,500 \times 0.02 \times 5300 = 660$$

$$775 - 660 = 115$$

$$X) 5.424X + 6.760(1355 - X) = 7125$$

$$X = 1,262 \text{ 千屯}$$

$$1,265 - 1,262 = 33 \text{ 千屯}$$



34年度煉豆炭用外国無煙炭所要量

34-2-16

(1) 煉豆炭生産計画 1,700千吨(煉炭 1,500 * 豆炭 200)

(2) 煉豆炭何原料炭平均

配分率			
国内無煙炭	5,424 Gt (除天草炭)	87%	
外国 "	670 " (前年通り)		
副原料	5,500 " (")	8 "	
石灰	" (")	5 "	
製品	5,190 " (")	100 "	

(3) 外国無煙炭所要量

煉炭 豆炭 計

(注) 1. 煉炭用所要量

石灰用所要量	$1,500 \times 0.99 = 1,485 \text{ 千吨}$
煉炭用トン Gt	$1,500 \times 5.190 = 7,785 \text{ 千吨}$
副原料 "	$1,500 \times 0.830 = 1,245 \text{ 千吨}$
石灰 "	$7,785 - 1,245 = 6,540 \text{ 千吨}$
国内炭所要量(X)	$5,424 \times X + 6,540 (1,905 - X) = 7,125$
	$X = 1.26 \text{ 千吨}$
石灰	$1,905 - 1,260 = 679 \text{ 千吨}$

2. 豆炭用所要量

1	$200 \times 0.7 = 140 \text{ 千吨}$
2	$140 - 50 = 90 \text{ 千吨}$
3. 合計	$99 + 90 = 189 \text{ 千吨}$
4. 前年比出	$189 - 100 = 89 \text{ 千吨}$
(貯炭 12月 277 千吨, 前年比 176 千吨)	

(4) (2)の国内無煙炭平均 Gt 5,357 (前年通り)

他は全し場合

外炭所要量 $99 + 90 = 189 \text{ 千吨} - 150 \text{ 千吨} = 39 \text{ 千吨}$

(注) * 39 年度の豆炭生産量は前年度(218 千吨)より

減産し約140 千吨に見込まれる。

輸入無煙炭外割消費計画と荷渡金比較

-72-

32-2-2

(1,000 吨)

32-2-5

年 度	計 画	実績	差 額
1940	計 画	実績	差 額
1940	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1941	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1942	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1943	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1944	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1945	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1946	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1947	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1948	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1949	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1950	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1951	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1952	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1953	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1954	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1955	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1956	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1957	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1958	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1959	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0
1960	(1,000.0)	(1,000.0)	0.0

制 造 品 目	外 割 消 費 計 画 (A)	荷 渡 金 額	投 入 資 金 額 及 予 算		(A - B)
			4-12月	年 計 (B)	
製 造 計	520.6		292.5	292.5	137.4
洋 豆 炭	124.0	②	97.5	124.0	0
洋 豆 炭 以 外	396.6		195.0	268.5	127.4
カ ー ス	99.6		59.9	99.6	19.7
コ ー ス	69.5		49.7	69.5	11.8
石 灰	15.2		12.8	15.2	0
炭 灰	7.9		0	0	7.9
食 料 品	19.5		12.6	19.5	2.9
カ ー バイト	102.9	セロセル化炭	99.4	99.4	2.5
		・ 北 京	7.4	7.4	0
ピッチ炭	9.4	炭 灰、石 灰	3.4	3.4	6.0
トロワトランカー	3.9	製 造 計 ②	0	0	3.9
炭 灰	15.1	炭 灰	6.1	6.1	9.0
加 熱 炭	1.1	炭 灰 会 長	0	0	1.1
加 熱 炭、煙	0.6	金 属 製 品	2.1	2.1	-1.5
フェロニッケル	19.1	鋼 鉄 板 等	0.3	0.3	18.8
アルミニウム	2.9				2.9
電 気 炭	11.4				11.4
フェロアロイ	2.4				2.4
炭 灰 炭	2.4				2.4
炭 灰 カ ー	6.4				6.4
バクウム 炭	6.4				6.4
カーボンブラック	2.0				2.0
コ ー レ ン	5.4	セロセル炭	1.4	1.4	4.0
		・	1.5	1.5	3.9

炭煙炭関係諸実績推移表

(単位 1,000 吨)

88-2-2

項 目		1 1 年 度				2 2 年 度				3 3 年 度				計 算 上 年 度			
		上 年	%	計	上 年	%	計	上 年	%	計	上 年	%	計	上 年	%	計	
1. 1.																	

国内炭煙炭産量別抽選実績表

22-2-2

年 度	計 画 額 比		
	主 要	次 要	計 算
1. 2	20.2		20.2
2. 3	20.3		20.3
3. 4	20.4		20.4
4. 5	20.5		20.5
5. 6	20.6		20.6
6. 7	20.7		20.7
7. 8	20.8		20.8
8. 9	20.9		20.9
9. 10	21.0		21.0
10. 11	21.1		21.1
11. 12	21.2		21.2
12. 1	21.3		21.3
1. 2	21.4		21.4
2. 3	21.5		21.5
3. 4	21.6		21.6
4. 5	21.7		21.7
5. 6	21.8		21.8
6. 7	21.9		21.9
7. 8	22.0		22.0
8. 9	22.1		22.1
9. 10	22.2		22.2
10. 11	22.3		22.3
11. 12	22.4		22.4
12. 1	22.5		22.5
1. 2	22.6		22.6
2. 3	22.7		22.7
3. 4	22.8		22.8
4. 5	22.9		22.9
5. 6	23.0		23.0
6. 7	23.1		23.1
7. 8	23.2		23.2
8. 9	23.3		23.3
9. 10	23.4		23.4
10. 11	23.5		23.5
11. 12	23.6		23.6
12. 1	23.7		23.7
1. 2	23.8		23.8
2. 3	23.9		23.9
3. 4	24.0		24.0
4. 5	24.1		24.1
5. 6	24.2		24.2
6. 7	24.3		24.3
7. 8	24.4		24.4
8. 9	24.5		24.5
9. 10	24.6		24.6
10. 11	24.7		24.7
11. 12	24.8		24.8
12. 1	24.9		24.9
1. 2	25.0		25.0
2. 3	25.1		25.1
3. 4	25.2		25.2
4. 5	25.3		25.3
5. 6	25.4		25.4
6. 7	25.5		25.5
7. 8	25.6		25.6
8. 9	25.7		25.7
9. 10	25.8		25.8
10. 11	25.9		25.9
11. 12	26.0		26.0
12. 1	26.1		26.1
1. 2	26.2		26.2
2. 3	26.3		26.3
3. 4	26.4		26.4
4. 5	26.5		26.5
5. 6	26.6		26.6
6. 7	26.7		26.7
7. 8	26.8		26.8
8. 9	26.9		26.9
9. 10	27.0		27.0
10. 11	27.1		27.1
11. 12	27.2		27.2
12. 1	27.3		27.3
1. 2	27.4		27.4
2. 3	27.5		27.5
3. 4	27.6		27.6
4. 5	27.7		27.7
5. 6	27.8		27.8
6. 7	27.9		27.9
7. 8	28.0		28.0
8. 9	28.1		28.1
9. 10	28.2		28.2
10. 11	28.3		28.3
11. 12	28.4		28.4
12. 1	28.5		28.5
1. 2	28.6		28.6
2. 3	28.7		28.7
3. 4	28.8		28.8
4. 5	28.9		28.9
5. 6	29.0		29.0
6. 7	29.1		29.1
7. 8	29.2		29.2
8. 9	29.3		29.3
9. 10	29.4		29.4
10. 11	29.5		29.5
11. 12	29.6		29.6
12. 1	29.7		29.7
1. 2	29.8		29.8
2. 3	29.9		29.9
3. 4	30.0		30.0
4. 5	30.1		30.1
5. 6	30.2		30.2
6. 7	30.3		30.3
7. 8	30.4		30.4
8. 9	30.5		30.5
9. 10	30.6		30.6
10. 11	30.7		30.7
11. 12	30.8		30.8
12. 1	30.9		30.9
1. 2	31.0		31.0
2. 3	31.1		31.1
3. 4	31.2		31.2
4. 5	31.3		31.3
5. 6	31.4		31.4
6. 7	31.5		31.5
7. 8	31.6		31.6
8. 9	31.7		31.7
9. 10	31.8		31.8
10. 11	31.9		31.9
11. 12	32.0		32.0
12. 1	32.1		32.1
1. 2	32.2		32.2
2. 3	32.3		32.3
3. 4	32.4		32.4
4. 5	32.5		32.5
5. 6	32.6		32.6
6. 7	32.7		32.7
7. 8	32.8		32.8
8. 9	32.9		32.9
9. 10	33.0		33.0
10. 11	33.1		33.1
11. 12	33.2		33.2
12. 1	33.3		33.3
1. 2	33.4		33.4
2. 3	33.5		33.5
3. 4	33.6		33.6
4. 5	33.7		33.7
5. 6	33.8		33.8
6. 7	33.9		33.9
7. 8	34.0		34.0
8. 9	34.1		34.1
9. 10	34.2		34.2
10. 11	34.3		34.3
11. 12	34.4		34.4
12. 1	34.5		34.5
1. 2	34.6		34.6
2. 3	34.7		34.7
3. 4	34.8		34.8
4. 5	34.9		34.9
5. 6	35.0		35.0
6. 7	35.1		35.1
7. 8	35.2		35.2
8. 9	35.3		35.3
9. 10	35.4		35.4
10. 11	35.5		35.5
11. 12	35.6		35.6
12. 1	35.7		35.7
1. 2	35.8		35.8
2. 3	35.9		35.9
3. 4	36.0		36.0
4. 5	36.1		36.1
5. 6	36.2		36.2
6. 7	36.3		36.3
7. 8	36.4		36.4
8. 9	36.5		36.5
9. 10	36.6		36.6
10. 11	36.7		36.7
11. 12	36.8		36.8
12. 1	36.9		36.9
1. 2	37.0		37.0
2. 3	37.1		37.1
3. 4	37.2		37.2
4. 5	37.3		37.3
5. 6	37.4		37.4
6. 7	37.5		37.5
7. 8	37.6		37.6
8. 9	37.7		37.7
9. 10	37.8		37.8
10. 11	37.9		37.9
11. 12	38.0		38.0
12. 1	38.1		38.1
1. 2	38.2		38.2
2. 3	38.3		38.3
3. 4	38.4		38.4
4. 5	38.5		38.5
5. 6	38.6		38.6
6. 7	38.7		38.7
7. 8	38.8		38.8
8. 9	38.9		38.9
9. 10	39.0		39.0
10. 11	39.1		39.1
11. 12	39.2		39.2
12. 1	39.3		39.3
1. 2	39.4		39.4
2. 3	39.5		39.5
3. 4	39.6		39.6
4. 5	39.7		39.7
5. 6	39.8		39.8
6. 7	39.9		39.9
7. 8	40.0		40.0
8. 9	40.1		40.1
9. 10	40.2		40.2
10. 11	40.3		40.3
11. 12	40.4		40.4
12. 1	40.5		40.5
1. 2	40.6		40.6
2. 3	40.7		40.7
3. 4	40.8		40.8
4. 5	40.9		40.9
5. 6	41.0		41.0
6. 7	41.1		41.1
7. 8	41.2		41.2
8. 9	41.3		41.3
9. 10	41.4		41.4
10. 11	41.5		41.5
11. 12	41.6		41.6
12. 1	41.7		41.7
1. 2	41.8		41.8
2. 3	41.9		41.9
3. 4	42.0		42.0
4. 5	42.1		42.1
5. 6	42.2		42.2
6. 7	42.3		42.3
7. 8	42.4		42.4
8. 9	42.5		42.5
9. 10	42.6		42.6
10. 11	42.7		42.7
11. 12	42.8		42.8
12. 1	42.9		42.9
1. 2	43.0		43.0
2. 3	43.1		43.1
3. 4	43.2		43.2
4. 5	43.3		43.3
5. 6	43.4		43.4
6. 7	43.5		43.5
7. 8	43.6		43.6
8. 9	43.7		43.7
9. 10	43.8		43.8
10. 11	43.9		43.9
11. 12	44.0		44.0
12. 1	44.1		44.1
1. 2	44.2		44.2
2. 3	44.3		44.3
3. 4	44.4		44.4
4. 5	44.5		44.5
5. 6	44.6		44.6
6. 7	44.7		44.7
7. 8	44.8		44.8
8. 9	44.9		44.9
9. 10	45.0		45.0
10. 11	45.1		45.1
11. 12	45.2		45.2
12. 1	45.3		45.3
1. 2	45.4		45.4
2. 3	45.5		45.5
3. 4	45.6		45.6
4. 5	45.7		45.7
5. 6	45.8		45.8
6. 7	45.9		45.9
7. 8	46.0		46.0
8. 9	46.1		46.1
9. 10	46.2		46.2
10. 11	46.3		46.3
11. 12	46.4		46.4
12. 1	46.5		46.5
1. 2	46.6		46.6
2. 3	46.7		46.7
3. 4	46.8		46.8
4. 5	46.9		46.9
5. 6	47.0		47.0
6. 7	47.1		47.1
7. 8	47.2		47.2
8. 9	47.3		47.3
9. 10	47.4		47.4
10. 11	47.5		47.5
11. 12	47.6		47.6
12. 1	47.7		47.7
1. 2	47.8		47.8
2. 3	47.9		47.9
3. 4	48.0		48.0
4. 5	48.1		48.1
5. 6	48.2		48.2
6. 7	48.3		48.3
7. 8	48.4		48.4
8. 9	48.5		48.5
9. 10	48.6		48.6
10. 11	48.7		48.7
11. 12	48.8		48.8
12. 1	48.9		48.9
1. 2	49.0		49.0
2. 3	49.1		49.1
3. 4	49.2		49.2
4. 5	49.3		49.3
5. 6	49.4		49.4
6. 7	49.5		49.5
7. 8	49.6		49.6
8. 9	49.7		49.7
9. 10	49.8		49.8
10. 11	49.9		49.9
11. 12	50.0		50.0
12. 1	50.1		50.1
1. 2	50.2		50.2
2. 3	50.3		50.3
3. 4	50.4		50.4
4. 5	50.5		50.5
5. 6	50.6		50.6
6. 7	50.7		50.7
7. 8	50.8		50.8
8. 9	50.9		50.9
9. 10	51.0		51.0
10. 11	51.1		51.1
11. 12	51.2		51.2
12. 1	51.3		51.3
1. 2	51.4		51.4
2. 3	51.5		51.5
3. 4	51.6		51.6
4. 5	51.7		51.7
5. 6	51.8		51.8
6. 7	51.9		51.9
7. 8	52.0		52.0
8. 9	52.1		52.1
9. 10	52.2		52.2
10. 11	52.3		52.3
11. 12	52.4		52.4
12. 1	52.5		52.5
1. 2	5		

せん石産業別荷渡実績表

32-2-2

年 度 別	昭和11年度					昭和12年度					昭和13年度					対前年増減		
	上	販	出	入	計	上	販	出	入	計	上	販	出	入	計	増	減	率
出	117.7	82.3	140.0	70.6	228.6	241.2	118.0	150.0	72.5	421.7	172.0	111.0	70.7			85	74	60
販	15.6	10.4	26.2	100.1	245.9	178.4	47.2	245.2	67.8	491.4	188.0	66.9	20.8			78	100	70
出	17.4	8.9	22.9	71.8	241.4	181.4	58.0	209.4	46.8	286.6	111.3	50.7	14.2			74	70	77
入	28.4	11.9	35.2	8.0	44.0	24.2	9.2	35.4	6.2	40.9	26.1	16.2	40.2			100	102	120
(神奈川管内)																		
販	1.7	1.5	3.2	1.5	4.0	1.7	2.4	4.0	3.5	7.6	3.0	2.2	2.7			20.5	25	100
出	1.4	0.4	6.4	0.9	8.7	0.4	0.4	3.4	1.1	4.9	1.4	1.4	2.0			4.9	22.0	73
入	0.4	0.2	1.0	1.2	2.6	0.3	-	0.6	-	0.6	-	0.4	0.4			-	-	67
出	4.7	1.6	4.8	1.3	10.2	5.1	2.7	9.4	4.0	11.2	1.3	-	1.3			8.0	-	34
入	0.5	0.4	0.3	0.4	1.6	2.0	0.1	2.1	0.4	2.5	5.0	-	5.0			10.0	-	173
出	11.4	34.3	190.4	56.7	262.8	129.6	43.0	199.0	96.3	235.9	34.3	40.4	11.7			4.1	4.1	66
入	10.0	4.2	16.2	0.4	19.6	4.7	0.9	5.6	0.2	5.9	12.3	2.1	16.0			27.0	34.0	246
出	1.3	0.4	0.2	0.3	2.2	3.2	1.2	0.4	0.1	3.9	4.0	0.1	11.4			13.0	20.0	211

品 種 別	年 度		対前年増減 率
	上 販	出 入	
出 産	66.4	33.6	
販 賣 額	21.9	40.1	
輸出品以外 消費	27.4	12.6	
・ 貯蔵増	49.0	20.0	
(神奈川県管内)			
出 産	10.6	4.4	
入 入	19.9	12.4	
自給加工費	4.1	2.0	
ソ ー プ	17.0	9.0	
洗滌石鹸類	19.0	10.1	
洗滌石鹸類以外	4.0	4.1	
・ 化粧品類	4.2	3.5	
フー ド ス	24.2	11.4	
セ ー ム ト	3.3	5.0	
和 洋 洗	27.0	27.0	
食 用 洗 滌	27.7	18.7	
洗 滌 洗	14.6	13.4	

注(1) 12

成績比較（指定統計）

34 — 1 — 20

輸入 業者名	計	備 考
14.0	49.2	
47.5	202.7	
44.5	18.8	
3.7	125.2	
19.2	11.5	
14.1	24.4	
1.3	24.4	
12.5	24.0	輸入品検査 65.0
24.4	40.9	電 郵 60.0?
14.4	1.4	
24.7	9.0	
25.1	65.2	9.0% 燃料電気 20.0%
6.4	96.2	20.2
1.4	6.0	40.0
14.0	111.4	27.5%
44.5	1.4	(大口工業)
14.4	20.4	② (9.0% / 2.0%)
24.4	10.4	
10.4	24.4	③ (- / 10.2%)
1.4	1.0	2.0 / 9.0%

外國煤煙炭產葉別荷渡實績表

22-2-2

[illegible]

外国無煙炭煉豆炭尙荷渡と大口工場受入の比較

(1.0004)

96 — 1 — 30

日	出	出	出	(A-B)	%	備	考
日	出	出	出	(A-B)	%		
2/1	18.9.7	18.9.7	18.9.7	51.0	26.1		
2/2	17.8.7	26.6.7	17.9.7	11.8.7	(-) 合計 4.7.7		
					26.6.7 + 6.6.7 = 2.2.6.7		
					- 17.8.7 = 26.6.7 (修正)		
2/3	2.8.7						
4	2.8.7	2.2.7	2.1	2.1.7			
5	2.8.7	1.7.7	2.7	2.7.7			
6	6.1	3.7	1.7	2.4	1.4.7		
7	5.6	6.7	1.7	6.7	1.6.7.4		
8	5.7	2.7	1.7	2.7	1.4.7.5		
9	1.8.7	1.6	4.7	2.7.7			
上	2.7.1	6.7.4	3.7	9.0.7			
10	4.7	1.5.7	1.7	2.7.7			
11	1.7	2.1	1.7	2.7.7			
12	1.8.7	1.2.7	2.7	2.7.7			
4-12	9.7.4	1.6.7.2	1.7	1.0.7.7	(-) 合計 2.1.7		
					1.0.7.5 + 7.7.7 = 1.2.7.0		
					- 1.7.7.1 = 2.1.7		

註 減価償却大口は、(約75%)輸入型は全工場の70%未満と見て計算

煉豆炭飼荷濃實讀比較 (相度統計)

(1. 500 毫)

24 — f — 28

[illegible]

品名	単位	
	上	下
国産炭	180.6	179.6
建設用内河流	172.4	174.0
建設用内河炭	22.2	23.0
(建設用内河炭)	-	-
食料	40.2	42.2
食品工業	2.4	2.4
ソーダ	0.2	-
洗剤・洗濯	14.0	-
その他化学原料	6.0	4.2
化学工業	0.2	0.2
コークス	24.2	25.2
セメント	-	-
陶器・磁器・ガラス	-	-
ガラス製品・窯業	0.2	-
石灰・石膏等	2.0	1.0
煉瓦及びその他の 一次産業	2.2	2.0
金属工業	2.0	0.0
(機械製造) (輸送機)	-	-
電気機械器具類	-	-
その他の製造業	-	-
運輸・港湾・通信	-	1.0
貯蓄業	-	-
銀行・金融	-	-
生命保険業	-	-

その結果、一色出された一五一千毛の額は概算されたが、三十二年農計画一四四千毛を基礎とし、在庫スリツムの一五と割合一二十毛を加えた一五六千毛にアツクサ等を加けた。なお、価額内については在庫変動の上昇と理由に三十二年農より増加し、概計で年間六二五千毛が割六への千毛で決定、上記については、次の通りである。

三十二年農計画一四四千毛				
品名	単位	数量	単価	金額
一色出	千毛	1500	100	150000
在庫スリツム	千毛	1500	100	150000
割合	千毛	2000	100	200000
アツクサ等	千毛	1000	100	100000
合計	千毛	6000	100	600000

三十二年農計画一四四千毛				
品名	単位	数量	単価	金額
一色出	千毛	1500	100	150000
在庫スリツム	千毛	1500	100	150000
割合	千毛	2000	100	200000
アツクサ等	千毛	1000	100	100000
合計	千毛	6000	100	600000



その結果、一處出された一五〇千モの額は概ね達成されたが、三十三年度計画一〇四千モを
 基礎として左繰スリツムの一五〇同分一二千モを加えた一二六千モにアツク差を蒙じた。
 一四〇、七千モに決定した。
 なお、債権内については生産活動の上昇を理由に二十三年度より増加し、累計で年四
 六二五千モ外割六一〇千モで決定。上記については、次の通りである。

三十三年度		三十四年度		三十五年度		三十六年度		三十七年度		三十八年度		三十九年度		四十年度		四十一年度		四十二年度		四十三年度		四十四年度		四十五年度		四十六年度		四十七年度		四十八年度		四十九年度		五十年度		五十一年度		五十二年度		五十三年度		五十四年度		五十五年度		五十六年度		五十七年度		五十八年度		五十九年度		六十年度		六十一年度		六十二年度		六十三年度		六十四年度		六十五年度		六十六年度		六十七年度		六十八年度		六十九年度		七十年度		七十一年度		七十二年度		七十三年度		七十四年度		七十五年度		七十六年度		七十七年度		七十八年度		七十九年度		八十年度		八十一年度		八十二年度		八十三年度		八十四年度		八十五年度		八十六年度		八十七年度		八十八年度		八十九年度		九十年度		九十一年度		九十二年度		九十三年度		九十四年度		九十五年度		九十六年度		九十七年度		九十八年度		九十九年度		百年度		百一十年度		百二十年度		百三十年度		百四十年度		百五十年度		百六十年度		百七十一年度		百七十二年度		百七十三年度		百七十四年度		百七十五年度		百七十六年度		百七十七年度		百七十八年度		百七十九年度		百八十年度		百八十一年度		百八十二年度		百八十三年度		百八十四年度		百八十五年度		百八十六年度		百八十七年度		百八十八年度		百八十九年度		百九十年度		百九十一年度		百九十二年度		百九十三年度		百九十四年度		百九十五年度		百九十六年度		百九十七年度		百九十八年度		百九十九年度		二百年度		二百一十年度		二百二十年度		二百三十年度		二百四十年度		二百五十年度		二百六十年度		二百七十一年度		二百七十二年度		二百七十三年度		二百七十四年度		二百七十五年度		二百七十六年度		二百七十七年度		二百七十八年度		二百七十九年度		二百八十年度		二百八十一年度		二百八十二年度		二百八十三年度		二百八十四年度		二百八十五年度		二百八十六年度		二百八十七年度		二百八十八年度		二百八十九年度		二百九十年度		二百九十一年度		二百九十二年度		二百九十三年度		二百九十四年度		二百九十五年度		二百九十六年度		二百九十七年度		二百九十八年度		二百九十九年度		三百年度		三百一十年度		三百二十年度		三百三十年度		三百四十年度		三百五十年度		三百六十年度		三百七十一年度		三百七十二年度		三百七十三年度		三百七十四年度		三百七十五年度		三百七十六年度		三百七十七年度		三百七十八年度		三百七十九年度		三百八十年度		三百八十一年度		三百八十二年度		三百八十三年度		三百八十四年度		三百八十五年度		三百八十六年度		三百八十七年度		三百八十八年度		三百八十九年度		三百九十年度		三百九十一年度		三百九十二年度		三百九十三年度		三百九十四年度		三百九十五年度		三百九十六年度		三百九十七年度		三百九十八年度		三百九十九年度		四百年度		四百一十年度		四百二十年度		四百三十年度		四百四十年度		四百五十年度		四百六十年度		四百七十一年度		四百七十二年度		四百七十三年度		四百七十四年度		四百七十五年度		四百七十六年度		四百七十七年度		四百七十八年度		四百七十九年度		四百八十年度		四百八十一年度		四百八十二年度		四百八十三年度		四百八十四年度		四百八十五年度		四百八十六年度		四百八十七年度		四百八十八年度		四百八十九年度		四百九十年度		四百九十一年度		四百九十二年度		四百九十三年度		四百九十四年度		四百九十五年度		四百九十六年度		四百九十七年度		四百九十八年度		四百九十九年度		五百年度		五百一十年度		五百二十年度		五百三十年度		五百四十年度		五百五十年度		五百六十年度		五百七十一年度		五百七十二年度		五百七十三年度		五百七十四年度		五百七十五年度		五百七十六年度		五百七十七年度		五百七十八年度		五百七十九年度		五百八十年度		五百八十一年度		五百八十二年度		五百八十三年度		五百八十四年度		五百八十五年度		五百八十六年度		五百八十七年度		五百八十八年度		五百八十九年度		五百九十年度		五百九十一年度		五百九十二年度		五百九十三年度		五百九十四年度		五百九十五年度		五百九十六年度		五百九十七年度		五百九十八年度		五百九十九年度		六百年度		六百一十年度		六百二十年度		六百三十年度		六百四十年度		六百五十年度		六百六十年度		六百七十一年度		六百七十二年度		六百七十三年度		六百七十四年度		六百七十五年度		六百七十六年度		六百七十七年度		六百七十八年度		六百七十九年度		六百八十年度		六百八十一年度		六百八十二年度		六百八十三年度		六百八十四年度		六百八十五年度		六百八十六年度		六百八十七年度		六百八十八年度		六百八十九年度		六百九十年度		六百九十一年度		六百九十二年度		六百九十三年度		六百九十四年度		六百九十五年度		六百九十六年度		六百九十七年度		六百九十八年度		六百九十九年度		七百年度		七百一十年度		七百二十年度		七百三十年度		七百四十年度		七百五十年度		七百六十年度		七百七十一年度		七百七十二年度		七百七十三年度		七百七十四年度		七百七十五年度		七百七十六年度		七百七十七年度		七百七十八年度		七百七十九年度		七百八十年度		七百八十一年度		七百八十二年度		七百八十三年度		七百八十四年度		七百八十五年度		七百八十六年度		七百八十七年度		七百八十八年度		七百八十九年度		七百九十年度		七百九十一年度		七百九十二年度		七百九十三年度		七百九十四年度		七百九十五年度		七百九十六年度		七百九十七年度		七百九十八年度		七百九十九年度		八百年度		八百一十年度		八百二十年度		八百三十年度		八百四十年度		八百五十年度		八百六十年度		八百七十一年度		八百七十二年度		八百七十三年度		八百七十四年度		八百七十五年度		八百七十六年度		八百七十七年度		八百七十八年度		八百七十九年度		八百八十年度		八百八十一年度		八百八十二年度		八百八十三年度		八百八十四年度		八百八十五年度		八百八十六年度		八百八十七年度		八百八十八年度		八百八十九年度		八百九十年度		八百九十一年度		八百九十二年度		八百九十三年度		八百九十四年度		八百九十五年度		八百九十六年度		八百九十七年度		八百九十八年度		八百九十九年度		九百年度		九百一十年度		九百二十年度		九百三十年度		九百四十年度		九百五十年度		九百六十年度		九百七十一年度		九百七十二年度		九百七十三年度		九百七十四年度		九百七十五年度		九百七十六年度		九百七十七年度		九百七十八年度		九百七十九年度		九百八十年度		九百八十一年度		九百八十二年度		九百八十三年度		九百八十四年度		九百八十五年度		九百八十六年度		九百八十七年度		九百八十八年度		九百八十九年度		九百九十年度		九百九十一年度		九百九十二年度		九百九十三年度		九百九十四年度		九百九十五年度		九百九十六年度		九百九十七年度		九百九十八年度		九百九十九年度		千年度		千一十年度		千二十年度		千三十年度		千四十年度		千五十年度		千六十年度		千七十一年度		千七十二年度		千七十三年度		千七十四年度		千七十五年度		千七十六年度		千七十七年度		千七十八年度		千七十九年度		千八十年度		千八十一年度		千八十二年度		千八十三年度		千八十四年度		千八十五年度		千八十六年度		千八十七年度		千八十八年度		千八十九年度		千九十年度		千九十一年度		千九十二年度		千九十三年度		千九十四年度		千九十五年度		千九十六年度		千九十七年度		千九十八年度		千九十九年度		二千年度		二千一十年度		二千二十年度		二千三十年度		二千四十年度		二千五十年度		二千六十年度		二千七十一年度		二千七十二年度		二千七十三年度		二千七十四年度		二千七十五年度		二千七十六年度		二千七十七年度		二千七十八年度		二千七十九年度		二千八十年度		二千八十一年度		二千八十二年度		二千八十三年度		二千八十四年度		二千八十五年度		二千八十六年度		二千八十七年度		二千八十八年度		二千八十九年度		二千九十年度		二千九十一年度		二千九十二年度		二千九十三年度		二千九十四年度		二千九十五年度		二千九十六年度		二千九十七年度		二千九十八年度		二千九十九年度		三千年度		三千一十年度		三千二十年度		三千三十年度		三千四十年度		三千五十年度		三千六十年度		三千七十一年度		三千七十二年度		三千七十三年度		三千七十四年度		三千七十五年度		三千七十六年度		三千七十七年度		三千七十八年度		三千七十九年度		三千八十年度		三千八十一年度		三千八十二年度		三千八十三年度		三千八十四年度		三千八十五年度		三千八十六年度		三千八十七年度		三千八十八年度		三千八十九年度		三千九十年度		三千九十一年度		三千九十二年度		三千九十三年度		三千九十四年度		三千九十五年度		三千九十六年度		三千九十七年度		三千九十八年度		三千九十九年度		四千年度		四千一十年度		四千二十年度		四千三十年度		四千四十年度		四千五十年度		四千六十年度		四千七十一年度		四千七十二年度		四千七十三年度		四千七十四年度		四千七十五年度		四千七十六年度		四千七十七年度		四千七十八年度		四千七十九年度		四千八十年度		四千八十一年度		四千八十二年度		四千八十三年度		四千八十四年度		四千八十五年度		四千八十六年度		四千八十七年度		四千八十八年度		四千八十九年度		四千九十年度		四千九十一年度		四千九十二年度		四千九十三年度		四千九十四年度		四千九十五年度		四千九十六年度		四千九十七年度		四千九十八年度		四千九十九年度		五千年度		五千一十年度		五千二十年度		五千三十年度		五千四十年度		五千五十年度		五千六十年度		五千七十一年度		五千七十二年度		五千七十三年度		五千七十四年度		五千七十五年度		五千七十六年度		五千七十七年度		五千七十八年度		五千七十九年度		五千八十年度		五千八十一年度		五千八十二年度		五千八十三年度		五千八十四年度		五千八十五年度		五千八十六年度		五千八十七年度		五千八十八年度		五千八十九年度		五千九十年度		五千九十一年度		五千九十二年度		五千九十三年度		五千九十四年度		五千九十五年度		五千九十六年度		五千九十七年度		五千九十八年度		五千九十九年度		六千年度		六千一十年度		六千二十年度		六千三十年度		六千四十年度		六千五十年度		六千六十年度		六千七十一年度		六千七十二年度		六千七十三年度		六千七十四年度		六千七十五年度		六千七十六年度		六千七十七年度		六千七十八年度		六千七十九年度		六千八十年度		六千八十一年度		六千八十二年度		六千八十三年度		六千八十四年度		六千八十五年度		六千八十六年度		六千八十七年度		六千八十八年度		六千八十九年度		六千九十年度		六千九十一年度		六千九十二年度		六千九十三年度		六千九十四年度		六千九十五年度		六千九十六年度		六千九十七年度		六千九十八年度		六千九十九年度		七千年度		七千一十年度		七千二十年度		七千三十年度		七千四十年度		七千五十年度		七千六十年度		七千七十一年度		七千七十二年度		七千七十三年度		七千七十四年度		七千七十五年度		七千七十六年度		七千七十七年度		七千七十八年度		七千七十九年度		七千八十年度		七千八十一年度		七千八十二年度		七千八十三年度		七千八十四年度		七千八十五年度		七千八十六年度		七千八十七年度		七千八十八年度		七千八十九年度		七千九十年度		七千九十一年度		七千九十二年度		七千九十三年度		七千九十四年度		七千九十五年度		七千九十六年度		七千九十七年度		七千九十八年度		七千九十九年度		八千年度		八千一十年度		八千二十年度		八千三十年度		八千四十年度		八千五十年度		八千六十年度		八千七十一年度		八千七十二年度		八千七十三年度		八千七十四年度		八千七十五年度		八千七十六年度		八千七十七年度		八千七十八年度		八千七十九年度		八千八十年度		八千八十一年度		八千八十二年度		八千八十三年度		八千八十四年度		八千八十五年度		八千八十六年度		八千八十七年度		八千八十八年度		八千八十九年度		八千九十年度		八千九十一年度		八千九十二年度		八千九十三年度		八千九十四年度		八千九十五年度		八千九十六年度		八千九十七年度		八千九十八年度		八千九十九年度		九千年度		九千一十年度		九千二十年度		九千三十年度		九千四十年度		九千五十年度		九千六十年度		九千七十一年度		九千七十二年度		九千七十三年度		九千七十四年度		九千七十五年度		九千七十六年度		九千七十七年度		九千七十八年度		九千七十九年度		九千八十年度		九千八十一年度		九千八十二年度		九千八十三年度		九千八十四年度		九千八十五年度		九千八十六年度		九千八十七年度		九千八十八年度		九千八十九年度		九千九十年度		九千九十一年度		九千九十二年度		九千九十三年度		九千九十四年度		九千九十五年度		九千九十六年度		九千九十七年度		九千九十八年度		九千九十九年度		一萬年度		一萬一十年度		一萬二十年度		一萬三十年度		一萬四十年度		一萬五十年度		一萬六十年度		一萬七十一年度		一萬七十二年度		一萬七十三年度		一萬七十四年度		一萬七十五年度		一萬七十六年度		一萬七十七年度		一萬七十八年度		一萬七十九年度		一萬八十年度		一萬八十一年度		一萬八十二年度		一萬八十三年度		一萬八十四年度		一萬八十五年度		一萬八十六年度		一萬八十七年度		一萬八十八年度		一萬八十九年度		一萬九十年度		一萬九十一年度		一萬九十二年度		一萬九十三年度		一萬九十四年度		一萬九十五年度		一萬九十六年度		一萬九十七年度		一萬九十八年度		一萬九十九年度		二萬年度		二萬一十年度		二萬二十年度		二萬三十年度		二萬四十年度		二萬五十年度		二萬六十年度		二萬七十一年度		二萬七十二年度		二萬七十三年度		二萬七十四年度		二萬七十五年度		二萬七十六年度		二萬七十七年度		二萬七十八年度		二萬七十九年度		二萬八十年度		二萬八十一年度		二萬八十二年度		二萬八十三年度		二萬八十四年度		二萬八十五年度		二萬八十六年度		二萬八十七年度		二萬八十八年度		二萬八十九年度		二萬九十年度		二萬九十一年度		二萬九十二年度		二萬九十三年度		二萬九十四年度		二萬九十五年度		二萬九十六年度		二萬九十七年度		二萬九十八年度		二萬九十九年度		三萬年度		三萬一十年度		三萬二十年度		三萬三十年度		三萬四十年度		三萬五十年度		三萬六十年度		三萬七十一年度		三萬七十二年度		三萬七十三年度		三萬七十四年度		三萬七十五年度		三萬七十六年度		三萬七十七年度		三萬七十八年度		三萬七十九年度		三萬八十年度		三萬八十一年度		三萬八十二年度		三萬八十三年度		三萬八十四年度		三萬八十五年度		三萬八十六年度		三萬八十七年度		三萬八十八年度		三萬八十九年度		三萬九十年度		三萬九十一年度		三萬九十二年度		三萬九十三年度		三萬九十四年度		三萬九十五年度		三萬九十六年度		三萬九十七年度		三萬九十八年度		三萬九十九年度		四萬年度		四萬一十年度		四萬二十年度		四萬三十年度		四萬四十年度		四萬五十年度		四萬六十年度		四萬七十一年度		四萬七十二年度		四萬七十三年度		四萬七十四年度		四萬七十五年度		四萬七十六年度		四萬七十七年度		四萬七十八年度		四萬七十九年度		四萬八十年度		四萬八十一年度		四萬八十二年度		四萬八十三年度		四萬八十四年度		四萬八十五年度		四萬八十六年度		四萬八十七年度		四萬八十八年度		四萬八十九年度		四萬九十年度		四萬九十一年度		四萬九十二年度		四萬九十三年度		四萬九十四年度		四萬九十五年度		四萬九十六年度		四萬九十七年度		四萬九十八年度		四萬九十九年度		五萬年度		五萬一十年度		五萬二十年度		五萬三十年度		五萬四十年度		五萬五十年度		五萬六十年度		五萬七十一年度		五萬七十二年度		五萬七十三年度		五萬七十四年度		五萬七十五年度		五萬七十六年度		五萬七十七年度		五萬七十八年度		五萬七十九年度		五萬八十年度		五萬八十一年度		五萬八十二年度		五萬八十三年度		五萬八十四年度		五萬八十五年度		五萬八十六年度		五萬八十七年度		五萬八十八年度		五萬八十九年度		五萬九十年度		五萬九十一年度		五萬九十二年度		五萬九十三年度		五萬九十四年度		五萬九十五年度		五萬九十六年度		五萬九十七年度		五萬九十八年度		五萬九十九年度		六萬年度		六萬一十年度		六萬二十年度		六萬三十年度		六萬四十年度		六萬五十年度		六萬六十年度		六萬七十一年度		六萬七十二年度		六萬七十三年度		六萬七十四年度		六萬七十五年度		六萬七十六年度		六萬七十七年度		六萬七十八年度		六萬七十九年度		六萬八十年度		六萬八十一年度		六萬八十二年度		六萬八十三年度		六萬八十四年度		六萬八十五年度		六萬八十六年度		六萬八十七年度		六萬八十八年度		六萬八十九年度		六萬九十年度		六萬九十一年度		六萬九十二年度		六萬九十三年度		六萬九十四年度		六萬九十五年度		六萬九十六年度		六萬九十七年度		六萬九十八年度		六萬九十九年度		七萬年度		七萬一十年度		七萬二十年度		七萬三十年度		七萬四十年度		七萬五十年度		七萬六十年度		七萬七十一年度		七萬七十二年度		七萬七十三年度		七萬七十四年度		七萬七十五年度		七萬七十六年度		七萬七十七年度		七萬七十八年度		七萬七十九年度		七萬八十年度		七萬八十一年度		七萬八十二年度		七萬八十三年度		七萬八十四年度		七萬八十五年度		七萬八十六年度		七萬八十七年度		七萬八十八年度		七萬八十九年度		七萬九十年度		七萬九十一年度		七萬九十二年度		七萬九十三年度		七萬九十四年度		七萬九十五年度		七萬九十六年度		七萬九十七年度		七萬九十八年度		七萬九十九年度		八萬年度		八萬一十年度		八萬二十年度		八萬三十年度		八萬四十年度		八萬五十年度		八萬六十年度		八萬七十一年度		八萬七十二年度		八萬七十三年度		八萬七十四年度		八萬七十五年度		八萬七十六年度		八萬七十七年度		八萬七十八年度		八萬七十九年度		八萬八十年度		八萬八十一年度		八萬八十二年度		八萬八十三年度		八萬八十四年度		八萬八十五年度		八萬八十六年度		八萬八十七年度		八萬八十八年度		八萬八十九年度		八萬九十年度		八萬九十一年度		八萬九十二年度		八萬九十三年度		八萬九十四年度		八萬九十五年度		八萬九十六年度		八萬九十七年度		八萬九十八年度		八萬九十九年度		九萬年度		九萬一十年度		九萬二十年度		九萬三十年度		九萬四十年度		九萬五十年度		九萬六十年度		九萬七十一年度		九萬七十二年度		九萬七十三年度		九萬七十四年度		九萬七十五年度		九萬七十六年度		九萬七十七年度		九萬七十八年度		九萬七十九年度		九萬八十年度	
-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	-----	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	-------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	---------	--	--------	--

この表に對して本會としては概めて本籍であり、その振替はついで十分爲算するに於て、上期の情勢により下期に調整すべきことを申入した。

昭和34年度上期輸入炭煙炭外貨割当

部 門	外 割	消 費
	ト	ト
カ ス	52.4	54.0
コークス	28.3	22.4
カーバイト	67.4	102.0
石灰	10.0	8.9
煉豆炭	76.4	64.2
その他	50.0	51.0
計	290.5(4980ト)	328.5

カーバイト生産量 640 ト

煉豆炭生産量 780 ト

煉豆炭向輸入炭煙炭需給

3 月 末 在 庫	11.0
3 3 年 度 スリッパ	15.0
計	26.0
3 3 年 度 上 期 調 査	64.2
上 期 末 在 庫	19.1
ス リ ッ プ	19.1
計	102.4
外 割	76.4



三、南滿封禁について

三十二年満洲内地産炭は、その生産規模は一九〇万屯に達せしめながら、南滿上庄産を抑制せざるを得ず、実産見込は、一六四万屯、産出は六万屯、計一七〇万屯となつた。一方消費は大豆炭の伸びがゆゑ、その他燃料の増需により消費は、炭産炭一五三万屯、燐石六〇万屯、硫酸七見込、水産炭消費は炭産炭五万屯、燐石一二万屯となる見込みである。

右の如き情勢で、南滿産炭の市況は、極めて不安定で、水産炭としては、その南滿封禁に寄與した程であるが、輸入産炭については、前記の通り、その抑制に努力努力を施けるも其は、なお次の如く、南滿封禁について努力した。

輸入産炭の増産を防止について

輸入産炭は、本年度外割に計し大量に入荷して、その相当割合が大豆炭何に繰渡してゐる状況であつたので、鞍山局、通商局に對し、見込アロハの消費の大体を調査の上、輸入見込をテエツクし、その修正を強く要請した。

二、日本煉炭工業会との会談について

産炭の相当割合は大豆炭の燃料であり、大豆炭の消費は、南滿内地産炭に劣るものであり、大豆炭の消費の伸びに、而して南滿相提攜して努力すべきであるので、三回に及び、古武会長が、煉炭工業会、山田会長、外務省と会談を行い、お互に

努力することになった。
具体的方法について懇事会において検討したが、時間的な関係もあり、これが実
施については、三十四年度において着手することとした。

資料才一

無煙炭砒名簿

(註) (四)

団体名	住所	代表者	備考
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立

○ 昭和11年創立

(註) (五)

団体名	住所	代表者	備考
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立
日本石炭炭素会	東京都千代田区千代田	栗木 繁	(註) 昭和11年創立



[illegible]

(改 費)

[illegible]

10

日清支店第一	巴達維亞支店第一	支店	支店	支店	支店
--------	----------	----	----	----	----

[illegible]

○ 合江 飯堂 (港)	近同治街舊德輔道中	西 順正巷	北 順正巷	近順正街北順正街
○ 三 天 飯 堂 (港)	近寶源街舊德輔道中	小 順正巷	和 順正巷	近順正街北順正街

[illegible]

「本会業務の基本業務方針」

「規約の変更」

三 収支予算

四 会費の徴収及びその徴収方法

五 其の他重要事項

六 八条 総会に於ける会員の議決権は各々一票とする。

九条 総会の議決は、出席会員の過半数を以てこれを決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

十 九条 会長は正副理事を定時総会に報告して、その承認を求めなければならない。

十一 理事 職務也

十二 監査 職務也

十三 附則 列 願 表

十四 収支決算書

十五 本会は理事二十名以内を置く。

理事は総会に於いて選任する。

理事は理事会を構成し重要業務の運営に出る。

監事会は会長一名、副会長二名、監事二名を選任する。

役員の仕事は二年とする。但し、再任を妨げない。

総会の決定により理事の内より常任理事を定め会務の運営を掌ることが出来る。

十六 理事 理事会は会長の命ありと認むることとする。

十七 会長は本会を代表し、総会及び理事会の議長となり、本会の業務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。

監事は本会の財産状況を監査する。

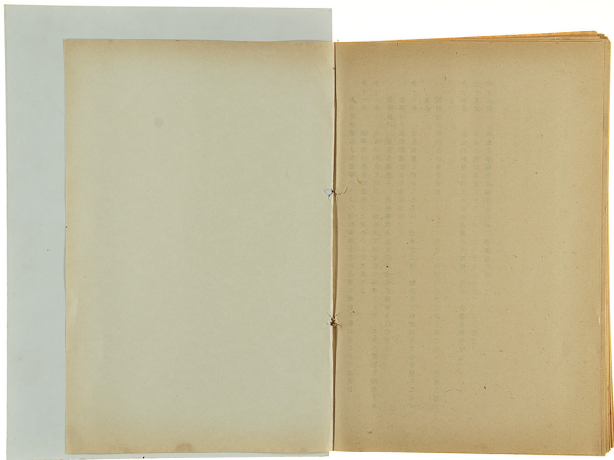
十八 会長は選と認められたときは、理事会に諮り顧問及び相談役若干名を置くことができる。

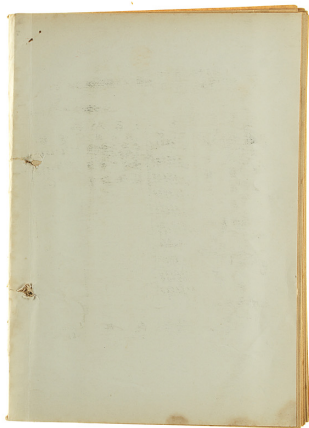
顧問及び相談役は重要業務について、会長の諮問に応じ又は会長に対し、意見を具申する。

十九 本会の経費に当てるための会員の出資額に及び、会費を徴収する。

二十 本会の会計年度は四月一日に始まり三月三十一日に終る。

二十一 本会の事務を処理するため、事務規程を置く。





第一屆理事會選舉

全國窯爐灰氣恆聯會

昭和三十四年四月四日 午前十時至十二時

日本石灰工業聯合会事務局

席者

三夫（名）
原生（存）
字在興源（新刊）
其同（摘本）

夏北(富永)電化(矢部)小島、矢野、柳近

干解事務局長

事

昭和

昭和三十四年度輸入鋼材について

三十四年度外貨予算は三月三十日の経済閣僚懇談会で決定されたが、そのうち無償炭関係については事務局より次の通り報告された。

三十四年上期輸入額は消費を年間六二五千屯とし六一〇千屯の外貨割出となりその上期外割は別紙の通りである、同額の煤豆炭の割出については本会としては国内産の供給をあたひて輸入額は概ね極めて小量（二一四万屯）で十分である点を強調して三十三年度より大巾な削減を数次に亘り發望したが、三十三年度計は

一二四千屯を基礎とし外割に當つて増した在庫、スリップ〇、五ヶ月分一二千屯をプラスした一、二六千屯に大豆生産のアップを乗じて年間消費一四〇、七千屯と決定された、但船舶についても各物資の生産が三三年度に比し大きく伸びる見込のため三三年度に比べ外割量は増加した。

右外貨予算は当会の要望に極端く極めて不調であるので上期の情勢を見て下期外割について努力を措置を考慮することとした。

なは上期大豆戻同外割や六、四千屯の証券は二回に分け上期末在庫、スリップ分（一、八二、二千屯）をなるべく早く発売するより要望することとした。

2 貨車運賃等級について

子細事務局長より貨物等級に関する角田秋貨物部長の説明要旨へ別添へについて報告があり、等級改正の実施は早くて来年四月以降となる模様であるが、増々検附が進められてより運賃収入の不調、増の原則から下のを上げる方向で無煙粉炭にとつては不利になることも考へられるので慎重に検附対策を必要とする旨説明された。対策について種々協議の結果、無煙粉炭が特別等級となつた場合の各地区間における利害が必ずしも一致しない点も考へられるが、当

局に対しては、近く近畿界一本の線で強く奔走することが肝要であるので、一応各地区毎に意見を取極め、その上で綜合調整し、具体的対策を推進することとなった。

③ 定時総会について

規約上四月に定時総会を開催することとなっているので、その日取につき協議の結果、四月二十日頃開催として準備を進めることとなった。

④ 会費の額の変更について

専務局より昭和三十三年度の会計概況について、収入金額九四、〇二七円、支出金額一、一八〇、三二円、繰越赤字一八、八五八円となる旨報告があつた。

これについて、干渉部部長より、本収支は二十三年度一〇ヶ月分のものであるので、平年に延ばせば更に支出が二〇万円増加が予想され、且つ今後無償の労働拡大について事業を行う必要もある。三十四年度収支予算に際しては、現在地場五〇〇〇〇の本部諸会々費を屯一円程度に引上げて、強力内情な本部の運営を図ることとしたので、この会費の額の変更を定時総会の議案事項と致した旨の説明があり、各社この點で社内の了解を得ることとなった。

以

昭和34年度上期輸入無煙炭外貨割当

練炭炭割当輸入無煙炭割当

部 門	外 割	消 費	3 月 末 在 庫	
ガ ス	524 ^{千吨}	680 ^{千吨}	33年度スリッブ	150
コークス	343	324	計	260
カーバイト	624	1020	34年度上期消費	642
石 灰	100	89	上期末在庫	191
練 豆 炭	764	642	ス リ ッ ブ	191
そ の 他	500	510	計	1024
計	2905(+360千吨)	3223	外 割	764

カーバイト生産量 640千吨

練豆炭生産量 780千吨

昭和三十四年度大豆同輸入数量関係計画

需 給 表

輸入内訳表

項 目	期 別	34年度			項 目	期 別	34年度		
		上 期	下 期	計			上 期	下 期	計
供	当初在庫	110	121	110	前月よりの スリッページ	外貨割当量	130	121	130
	輸 入	723	742	1466			764	721	1485
	計	833	863	1576			764	721	1485
需	消 費	692	763	1455	次期への スリッページ	調 整 量	733	743	1476
	期末在庫	121	169	169			121	169	169
	計	813	932	1576			764	912	1676

第 第	第 第	第 第	第 第
第 第	第 第	第 第	第 第

昭和
34.3.16

吉武

才十陶面遊事会談事録

全国窯業連合会

昭和三十四年二月十八日 午後一時三十分〜四時

日本石灰工業連合会々議室

吉武会長、千陽事務局長

宇部興産（堀井）藤生、伊藤、共同（楠本）東北（富永）

電化（矢部）横山（瀬村）岸、矢野、横沢

議事概要

1. 煉炭工業会との会談について

二月十一日に行われた煉炭工業会との会談について吉武会長並に千陽事務局長より次の通り報告がなされた。

煉炭工業会側の出席者は山田会長、加藤副会長、田島東京部会長、

尾日向神奈川県会長、久井事務局長でその発言の要旨は、

(1) 煉炭は品質、器具等の改善により経済燃料としての前途は決して暗くなく今後相当伸びる可能性がある。

(2) このためには価格を安く安定させる必要があり本炭（2400円）の

十が妥当な価格であるが、現在はお相当高いので原料炭価格の
引下げを願いたい。カオリ第一二線に解を引きこれより高い水

内炭炭の需要拡大のため炭産側とも相協力して炭産宣伝により炭路

の拡張に努力したい。

これに対し吉武会長より炭旨は良く判るが一舉に御希望の解まで炭
価を下げることは困難であると思われる。併しこの旨は会員各社に
伝えて相協力して需要の拡大に努力したい旨を答えた。

エ 輸入無煙炭について

昭和三十三年年度輸入無煙炭については当局において検討中であるが
煤豆炭向の外国無煙炭輸入について林野庁より別添資料の如き世請
がありこれに対し一応検討の結果、三十三年度使用実績十八万屯よ
り輸入分三万四千屯を差引いた十四万六千屯に（煤炭生産の増加一
半をかけた十五万一千屯を三十四年の消費とする線が出ているが石
炭局が否まず決定してない状況であるのでこの原書面を以て強力に
輸入炭拘制について要請することとし別添原書も関係方面に提出
し要請することとした。

以上

昭和三十三年二月 日

全国炭煙炭灰協同会
会長 吉武 恵市

敬

外国炭煙炭輸入抑制について御願ひの件

炭煙炭の貿易振興につきましては、種々御配慮を賜り蒙る一因蒙りより感謝してありま

す。
炭煙炭の需給は、右煙炭はどの消費の需はなく、純粋炭灰の昭和二十五年以降逐年増
加を仰がせたり、三十三年度の生産実績（一六九万セ）は、二十五年度（七二万セ）に比
べ、増産する実績を示すに至りました。

しかるに、三十三年度炭煙炭の需給は、下期より一徹需要増の不安の影響により、今ま
さでない也需を蒙りました。これはひとえに炭煙炭関連産業の云々による需の減退に
加えて、東部に制約られた一徹需要向外国炭煙炭の炭煙炭用への搬出の結実、炭煙炭需

出	入	出	入	出	入	出	入

要の七五月を占める炭煙炭市況の軟弱に生因するものであります。

三十三年度は、外国炭煙炭の輸入得の策定に當つては、相違の制裁措置を講ぜらるま
したので、前年度のように極めて国内炭煙炭を圧迫することなく増産するものと思われま
す。

しかるに、国内炭煙炭需増の大率である炭煙炭生産は、需増の下期にあり、前年度全
産減で手廻りの不景に陥り、一徹需要向炭煙炭需増も減退したため、全国炭煙炭の貯蔵
は、十二月まで既に二八万セに達し、年度末までは四万セの不足を前年の貯蔵に推移す
るものと推測されます。

三十四年度の需給見通しについて

の炭煙炭の需給は、先期の大抵に支配されることも大いありますが、三十三年度以来、
石油プロパンガス、電熱需等の普及も著しく、今後炭煙炭の分野に突出することは明
かであり、電熱需が増加して経済燃料としての炭煙炭の需要は更に増える広域がありま
すが、三十四年度の炭煙炭の生産見通しについては、三十三年度、三十三年度の需要一
六五万セを少し上回り約一七〇万セ程度に推移するものと考えられます。

なお、辣豆炭以外の需要も前年度増産の数量が予想されます。

- (a) 辣豆炭生産予想 一三〇〇十セ
- (b) 原料炭消費 一四四五。(炭消費八五%)
- (c) 国内製辣豆炭生産 一九〇〇。
- (d) 辣豆炭向街輸量 一四〇六。(一〇×七四%)
- (e) 七人日 五〇。

計 (a+b) 一四五六。

(2) 国内製辣豆炭の生産は、需要の不足にわたって御時状況にありますが、生産能力は完全合理化によりて増大しており、現在の時勢の中には辣豆炭生産に動した蓄る紅鉛粉の増産も大量含まれており、たとえ外国製辣豆炭の輸入がなくても辣豆炭の生産に支障を生ずる事態は起らないと考えられます。

(3) 従来、辣豆炭用外国製辣豆炭は、国内製辣豆炭の平均力四〇リから、辣豆炭の品位保持と品質とを求めておりますが、最近外産辣豆炭が六巾に下落した結果、外国製辣豆炭の価格が国内製辣豆炭に比して割安となったため、その経済性に立脚した導線が現在において

は主途となっており、生産業者においても充分に承知し合理化によるコスト低下に努めておりますが、一帯に大巾な値額下落に対応するコストダウンは、現在の増産せる製辣豆炭生産状況から見ても、到底實現困難であります。

この間の状況は、既に御当局において、「分暫増産のこと」聞いていますので、三十四年度の外国製辣豆炭の外貨割当の決定に当たっては、増産の現況及び今後の見通し等につき御検討の上、特に注視の事項について、格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

一、辣豆炭以外の一般産業向外国製辣豆炭の外貨割当については、大々当該産業の需要を満足し、他部門へ流入しないよう措置すること。

三十三年度の辣豆炭以外各産業の外貨消費計画は、通産統計により各産業向割当数量と対比してみますと、約十四万も多い見込となります。(資料表)

二、辣豆炭用外国製辣豆炭の輸入は、その需要の維持増強のため必要な緊急措置に止め、国内製辣豆炭の長期安定生産を阻害しない措置を講ずること。

従って、三十四年度の外国製辣豆炭は、本年度の辣豆炭の供給実績及び見通し並びに国内製辣豆炭の増減等を考慮すれば前年度並大巾に下落の数量で賄いうることを、

三、割当については、辣豆炭向に振り回されておるので、これが純正増産を講ずること。



34年度煉豆炭用外国無煙炭所要量

(1) 煉豆炭生産計画 1,700千吨(煉炭1,500% 豆炭200)

(2) 煉豆炭向原料表平均

		配分率
国内無煙炭	5,428 Cal (熟大豆炭)	87%
外国 "	6,700 " (前年通り)	
副原料	5,800 " (")	P
石灰	" (")	S
集品	5,190 " (")	100

(3) 外国無煙炭所要量

煉炭 豆炭 計

(注) 1. 煉炭用所要量

石灰用所要量 $1,500 \times 0.47 = 1,205$ 千吨煉炭用トン Cal $1,500 \times 5,190 = 2,725$ 千 Cal副原料 = $1,500 \times 0.44 \times 5,800 = 660$ 千石灰 = $2,725 - 660 = 2,125$ 千国内炭所要量 (X) $5,428X = 4,000(105-X) = 2,125$
 $X = 1,264$ 千外炭 = $1,305 - 1,264 = 41$ 千2. 豆炭用 = $200 \times 5.9 = 140$ 千

34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

34-2-16

他入石 $140 - 50 = 90$ 千3. 合計 $97 + 90 = 127$ 千4. 貯炭放出 $127 - 100 = 27$ 千

(前年27/2月 277千吨、貯炭量未196千吨)

J (2) の国内無煙炭平均 Cal 5,359 (前年通り)

他は同じ割合

外炭所要量 $97 + 90 = 187 - 150 = 37$ 千(注) 34年度の豆炭生産量は前年度(214千吨)より
減産し約170千吨に減少する。

輸入製造業界製造費計額と荷役量比較

(7,000 屯)

22 - 2 - 2

制成品目	片状消費 計価 (A)	派生産業	最終生産額 (予想)		(4-B)
			94-95年	95-96年	
製 紙	220.6		292.5	292.2	157.9
紙 豆 油	12.0	①	92.5	129.0	0
煉豆油及び	296.6		195.9	259.2	121.1
食 油	99.3		29.9	90.0	19.0
コークス	69.5		24.7	24.6	17.5
石 炭	15.2		12.0	15.2	0
硫 黄	2.2		0	0	2.2
食 料 品	19.2		12.0	16.0	2.7
カーバイド	102.9	② 電機部(年別) ③ 化学	49.9	95.5	23.9
ビッチ無炭	2.2	④ 窯業 石灰	2.2	2.1	0
トロンボロン	2.9	⑤ 窯業 石灰 ⑥	2.9	2.9	0
鉄 鋼	15.1	⑦ 鉄 鋼	6.1		
加 工 鋼	1.1	⑧ 鋼鐵製品			
加 工 鋁	5.0	⑨ 金屬製品	2.1		
アルミナ	19.1	⑩ 陶磁器	0.9		
アルミニウム	2.9	⑪ 等			
電 氣 機	11.4				
プラスチック	2.4				
機 動 車	2.9		計 9.0	12.0	89.2
炭 酸 水 素	1.7				
バリウム塩	2.4				19.5
鉛と鉛合金	8.0				
コーラルン	2.5	その他無炭	1.4	2.0	3.5
			1.5	2.0	10.2

無煙炭關係諸實績推移表

(原価 1,000円)

 $3.3 = 2 = 2$

期 日	3 1 世 間				3 2 世 間				3 3 世 間				開成率(%)	
	上期	3/4	4/4	計	上期(%)	3/4(%)	4/4(%)	計(%)	上期(%)	3/4(%)	4/4(%)	計(%)	3/4	4/4
出 産	6,650	7,770	6,068	19,488	3,330	3,612	4,000	10,942	7,770	8,478	9,375	25,623	96	96
嬰 幼 退	71,519	69,461	6,230	146,210	13,677	13,612	15,619	42,908	13,677	13,612	15,619	42,908	80	80
養育費支出超過	22,019	22,249	24,919	71,187	23,619	23,619	27,919	75,157	23,619	23,619	27,919	75,157	80	80
養育費超過(%)	4,950	3,919	3,019	11,888	1,019	1,019	1,019	3,057	1,019	1,019	1,019	3,057	80	80
養育費	18,069	19,330	21,900	59,299	22,600	22,600	26,900	72,216	22,600	22,600	26,900	72,216	80	80
養育費(%)	13,619	14,411	15,881	43,910	13,619	13,619	15,619	42,908	13,619	13,619	15,619	42,908	80	80
養育費超過(%)	4,450	4,919	6,019	15,279	1,019	1,019	1,019	3,057	1,019	1,019	1,019	3,057	80	80
一 養育費超過	4,450	4,919	6,019	15,279	1,019	1,019	1,019	3,057	1,019	1,019	1,019	3,057	80	80
出 産	15,219	15,219	15,219	45,657	15,219	15,219	15,219	45,657	15,219	15,219	15,219	45,657	80	80
嬰 幼 退	16,219	16,219	16,219	48,657	16,219	16,219	16,219	48,657	16,219	16,219	16,219	48,657	80	80
養育費支出超過	17,219	17,219	17,219	51,657	17,219	17,219	17,219	51,657	17,219	17,219	17,219	51,657	80	80
一 嬰 幼 退	18,219	18,219	18,219	54,657	18,219	18,219	18,219	54,657	18,219	18,219	18,219	54,657	80	80
養育費超過(%)	19,219	19,219	19,219	57,657	19,219	19,219	19,219	57,657	19,219	19,219	19,219	57,657	80	80
出 産	20,219	20,219	20,219	60,657	20,219	20,219	20,219	60,657	20,219	20,219	20,219	60,657	80	80
嬰 幼 退	21,219	21,219	21,219	63,657	21,219	21,219	21,219	63,657	21,219	21,219	21,219	63,657	80	80
養育費支出超過	22,219	22,219	22,219	66,657	22,219	22,219	22,219	66,657	22,219	22,219	22,219	66,657	80	80
一 嬰 幼 退	23,219	23,219	23,219	69,657	23,219	23,219	23,219	69,657	23,219	23,219	23,219	69,657	80	80
養育費超過(%)	24,219	24,219	24,219	72,657	24,219	24,219	24,219	72,657	24,219	24,219	24,219	72,657	80	80
出 産	25,219	25,219	25,219	75,657	25,219	25,219	25,219	75,657	25,219	25,219	25,219	75,657	80	80
嬰 幼 退	26,219	26,219	26,219	78,657	26,219	26,219	26,219	78,657	26,219	26,219	26,219	78,657	80	80
養育費支出超過	27,219	27,219	27,219	81,657	27,219	27,219	27,219	81,657	27,219	27,219	27,219	81,657	80	80
一 嬰 幼 退	28,219	28,219	28,219	84,657	28,219	28,219	28,219	84,657	28,219	28,219	28,219	84,657	80	80
養育費超過(%)	29,219	29,219	29,219	87,657	29,219	29,219	29,219	87,657	29,219	29,219	29,219	87,657	80	80
出 産	29,219	29,219	29,219	87,657	29,219	29,219	29,219	87,657	29,219	29,219	29,219	87,657	80	80
嬰 幼 退	30,219	30,219	30,219	90,657	30,219	30,219	30,219	90,657	30,219	30,219	30,219	90,657	80	80
養育費支出超過	31,219	31,219	31,219	93,657	31,219	31,219	31,219	93,657	31,219	31,219	31,219	93,657	80	80
一 嬰 幼 退	32,219	32,219	32,219	96,657	32,219	32,219	32,219	96,657	32,219	32,219	32,219	96,657	80	80
養育費超過(%)	33,219	33,219	33,219	99,657	33,219	33,219	33,219	99,657	33,219	33,219	33,219	99,657	80	80
出 産	33,219	33,219	33,219	99,657	33,219	33,219	33,219	99,657	33,219	33,219	33,219	99,657	80	80
嬰 幼 退	34,219	34,219	34,219	102,657	34,219	34,219	34,219	102,657	34,219	34,219	34,219	102,657	80	80
養育費支出超過	35,219	35,219	35,219	105,657	35,219	35,219	35,219	105,657	35,219	35,219	35,219	105,657	80	80
一 嬰 幼 退	36,219	36,219	36,219	108,657	36,219	36,219	36,219	108,657	36,219	36,219	36,219	108,657	80	80
養育費超過(%)	37,219	37,219	37,219	111,657	37,219	37,219	37,219	111,657	37,219	37,219	37,219	111,657	80	80
出 産	37,219	37,219	37,219	111,657	37,219	37,219	37,219	111,657	37,219	37,219	37,219	111,657	80	80
嬰 幼 退	38,219	38,219	38,219	114,657	38,219	38,219	38,219	114,657	38,219	38,219	38,219	114,657	80	80
養育費支出超過	39,219	39,219	39,219	117,657	39,219	39,219	39,219	117,657	39,219	39,219	39,219	117,657	80	80
一 嬰 幼 退	40,219	40,219	40,219	120,657	40,219	40,219	40,219	120,657	40,219	40,219	40,219	120,657	80	80
養育費超過(%)	41,219	41,219	41,219	123,657	41,219	41,219	41,219	123,657	41,219	41,219	41,219	123,657	80	80
出 産	41,219	41,219	41,219	123,657	41,219	41,219	41,219	123,657	41,219	41,219	41,219	123,657	80	80
嬰 幼 退	42,219	42,219	42,219	126,657	42,219	42,219	42,219	126,657	42,219	42,219	42,219	126,657	80	80
養育費支出超過	43,219	43,219	43,219	129,657	43,219	43,219	43,219	129,657	43,219	43,219	43,219	129,657	80	80
一 嬰 幼 退	44,219	44,219	44,219	132,657	44,219	44,219	44,219	132,657	44,219	44,219	44,219	132,657	80	80
養育費超過(%)	45,219	45,219	45,219	135,657	45,219	45,219	45,219	135,657	45,219	45,219	45,219	135,657	80	80
出 産	45,219	45,219	45,219	135,657	45,219	45,219	45,219	135,657	45,219	45,219	45,219	135,657	80	80
嬰 幼 退	46,219	46,219	46,219	138,657	46,219	46,219	46,219	138,657	46,219	46,219	46,219	138,657	80	80
養育費支出超過	47,219	47,219	47,219	141,657	47,219	47,219	47,219	141,657	47,219	47,219	47,219	141,657	80	80
一 嬰 幼 退	48,219	48,219	48,219	144,657	48,219	48,219	48,219	144,657	48,219	48,219	48,219	144,657	80	80
養育費超過(%)	49,219	49,219	49,219	147,657	49,219	49,219	49,219	147,657	49,219	49,219	49,219	147,657	80	80
出 産	49,219	49,219	49,219	147,657	49,219	49,219	49,219	147,657	49,219	49,219	49,219	147,657	80	80
嬰 幼 退	50,219	50,219	50,219	150,657	50,219	50,219	50,219	150,657	50,219	50,219	50,219	150,657	80	80
養育費支出超過	51,219	51,219	51,219	153,657	51,219	51,219	51,219	153,657	51,219	51,219	51,219	153,657	80	80
一 嬰 幼 退	52,219	52,219	52,219	156,657	52,219	52,219	52,219	156,657	52,219	52,219	52,219	156,657	80	80
養育費超過(%)	53,219	53,219	53,219	159,657	53,219	53,219	53,219	159,657	53,219	53,219	53,219	159,657	80	80
出 産	53,219	53,219	53,219	159,657	53,219	53,219	53,219	159,657	53,219	53,219	53,219	159,657	80	80
嬰 幼 退	54,219	54,219	54,219	162,657	54,219	54,219	54,219	162,657	54,219	54,219	54,219	162,657	80	80
養育費支出超過	55,219	55,219	55,219	165,657	55,219	55,219	55,219	165,657	55,219	55,219	55,219	165,657	80	80
一 嬰 幼 退	56,219	56,219	56,219	168,657	56,219	56,219	56,219	168,657	56,219	56,219	56,219	168,657	80	80
養育費超過(%)	57,219	57,219	57,219	171,657	57,219	57,219	57,219	171,657	57,219	57,219	57,219	171,657	80	80
出 産	57,219	57,219	57,219	171,657	57,219	57,219	57,219	171,657	57,219	57,219	57,219	171,657	80	80
嬰 幼 退	58,219	58,219	58,219	174,657	58,219	58,219	58,219	174,657	58,219	58,219	58,219	174,657	80	80
養育費支出超過	59,219	59,219	59,219	177,657	59,219	59,219	59,219	177,657	59,219	59,219	59,219	177,657	80	80
一 嬰 幼 退	60,219	60,219	60,219	180,657	60,219	60,219	60,219	180,657	60,219	60,219	60,219	180,657	80	80
養育費超過(%)	61,219	61,219	61,219	183,657	61,219	61,219	61,219	183,657	61,219	61,219	61,219	183,657	80	80
出 産	61,219	61,219	61,219	183,657	61,219	61,219	61,219	183,657	61,219	61,219	61,219	183,657	80	80
嬰 幼 退	62,219	62,219	62,219	186,657	62,219	62,219	62,219	186,657	62,219	62,219	62,219	186,657	80	80
養育費支出超過	63,219	63,219	63,219	189,657	63,219	63,219	63,219	189,657	63,219	63,219	63,219	189,657	80	80
一 嬰 幼 退	64,219	64,219	64,219	192,657	64,219	64,219	64,219	192,657	64,219	64,219	64,219	192,657	80	80
養育費超過(%)	65,219	65,219	65,219	195,657	65,219	65,219	65,219	195,657	65,219	65,219	65,219	195,657	80	80
出 産	65,219	65,219	65,219	195,657	65,219	65,219	65,219	195,657	65,219	65,219	65,219	195,657	80	80
嬰 幼 退	66,219	66,219	66,219	198,657	66,219	66,219	66,219	198,657	66,219	66,219	66,219	198,657	80	80
養育費支出超過	67,219	67,219	67,219	201,657	67,219	67,219	67,219	201,657	67,219	67,219	67,219	201,657	80	80
一 嬰 幼 退	68,219	68,219	68,219	204,657	68,219	68,219	68,219	204,657	68,219	68,219	68,219	204,657	80	80
養育費超過(%)	69,219	69,219	69,219	207,657	69,219	69,219	69,219	207,657	69,219	69,219	69,219	207,657	80	80
出 産	69,219	69,219	69,219	207,657	69,219	69,219	69,219	207,657	69,219	69,219	69,219	207,657	80	80
嬰 幼 退	70,219	70,219	70,219	210,657	70,219	70,219	70,219	210,657	70,219	70,219	70,219	210,657	80	80
養育費支出超過	71,219	71,219	71,219	213,657	71,219	71,219	71							

图 410 可照出轴心偏位和弯曲 每单位上标出 8 个轴心偏位

(2) 煤田地质部地质研究所 () 以该成果为项目设计时参考

(5) 3.3.11度 4/4: 作好了 (1) 作好了

国内無煙炭産業別荷運実績表

33-2-2

輸送品名	3 1 月 度					3 2 月 度					3 3 月 度					計 算 率 (%)		
	上 旬	3/4	4-12月	5/4	計	上旬 (A)	3/4 (B)	4-12月 (C)	5/4	計	上旬 (D)	3/4 (E)	4-12月 (F)	5/4	計	A/B	B/C	C/D
出 産	662.4	552.4	1,060.8	400.5	1,616.7	234.4	608.2	1,202.6	411.1	1,253.7	770.5	453.7	1,280.6			96	98	96
販 出	205.9	416.5	1,122.4	416.1	1,960.9	258.7	416.1	1,206.9	300.5	1,567.4	920.6	347.3	1,044.9			84	80	83
荷 運 実 績 (内 出 産)	244.9	124.9	343.8	129.6	473.2	234.3	119.6	349.9	104.5	404.4	331.5	92.0	276.3			78	82	78
一 日 荷 運	495.0	296.6	708.6	306.5	1,095.1	814.0	306.6	957.0	196.6	1,153.6	589.1	206.5	793.6			87	79	85
(荷運率(%)内出産)																		
電 力	1.06	4.3	14.9	3.6	24.5	2.3	1.4	4.7	4.9	9.6	4.1	0.7	4.0			114	50	102
汽 油	1.89	12.7	11.7	18.4	34.1	20.5	15.2	44.3	10.8	42.1	12.8	7.9	20.7			50	50	66
炭 酸 工 業	6.1	3.9	9.9	2.3	11.2	6.6	2.5	10.1	1.0	10.1	0.8	3.7	9.5			98	106	94
一 日 荷 運	17.0	3.0	16.0	11.0	37.0	11.8	5.7	17.5	4.1	21.6	7.8	6.8	13.6			66	60	78
炭 酸 工 業 合 計	19.6	10.1	22.7	15.9	49.8	31.5	12.6	49.1	12.5	66.6	27.3	11.2	40.5			99	104	82
石 油 化 学 産 品	4.0	4.1	10.1	4.5	16.6	3.0	2.9	11.9	2.3	16.2	4.8	4.5	8.3			53	55	74
一 日 荷 運	6.5	1.5	10.0	3.3	15.3	5.5	1.1	11.6	4.3	16.9	3.9	6.7	16.6			100	116	102
コ ー ク ス	24.3	11.0	29.3	11.7	54.0	25.6	11.9	37.8	9.5	49.0	11.5	6.5	24.0			52	47	51
ピ ン ト	9.9	5.5	15.4	7.0	22.4	14.7	4.2	20.9	5.5	24.4	10.8	5.3	16.1			73	85	77
石 灰	50.7	27.7	70.4	22.0	100.4	51.6	26.0	77.6	41.6	99.2	43.7	22.0	65.7			65	65	65
オ ー 豆 油	22.7	10.7	41.4	9.4	64.7	12.1	1.5	15.6	1.7	22.3	6.0	1.7	6.5			20	20	25
石 油 産 品	1.4	1.4	3.0	1.6	(1.47)	(1.47)	(1.49)	(1.50)	(1.51)	(1.47)	(1.47)	(1.47)	(1.50)			100	100	100

注 () 日本炭 + 昭和炭に於ける

せん石産業別荷渡実績表

33-2-2

生産 品目	3 1 組 荷					3 2 組 荷					3 3 組 荷					対前年同期比		
	上期	3/4	4-12月	4/4	計	上期(a)	3/4 (b)	4-12月(c)	4/4	計	上期(a)	3/4 (b)	4-12月(c)	4/4	計	%A	%B	%C
出 産	1227	64.9	2640	266	2286	2312	1188	3104	225	4485	1258	111.3	2621			25	24	26
荷 込 量	163.6	101.6	2652	100.1	2653	172.0	67.2	2452	61.3	2075	128.0	66.9	2049			24	100	84
荷込量(1000kg)	163.6	87.7	2235	91.8	2213	151.8	64.0	2084	56.8	2066	111.9	50.7	123.6			70	88	77
・ 荷 込 量	222	11.9	35.7	8.3	44.0	26.2	3.2	32.4	5.5	40.8	26.1	16.2	42.3			100	162	120
(荷込量(1000kg))																		
電 力	17	1.5	2.2	1.5	4.7	17	2.6	4.3	3.5	24	2.6	2.4	5.7			24	85	123
化 学 地 質	18	4.6	4.4	2.0	8.8	3.0	0.6	2.8	1.1	4.9	1.6	1.4	3.0			47	350	29
その他(1000kg)	0.8	0.2	1.0	1.2	2.2	0.6	-	0.6	-	0.6	-	0.0	0.0			-	-	67
セ ン ト	67	1.6	8.3	1.7	10.2	5.1	2.7	2.8	3.4	11.2	1.3	-	1.3			37	-	24
新大橋正丸船務 カ ャ ス	0.5	0.4	0.9	0.4	1.7	2.7	0.1	2.8	0.8	3.2	5.0	-	5.0			185	-	129
石炭・石油	1164	22.7	194.2	26.7	247.0	125.6	49.7	122.3	46.3	225.6	24.7	40.0	119.1			61	81	66
オ ー 次 金 属	10.8	6.2	16.2	3.4	19.6	4.7	0.3	5.6	0.2	5.8	12.3	3.1	16.0			270	300	246
そ の 他	1.3	1.2	2.2	3.3	6.5	4.2	1.2	5.4	1.1	2.5	0.3	2.1	1.4			98	268	211

外国無煙炭産別荷渡実績表

33-2-2

品名	3 1 年 度					3 2 年 度					3 3 年 度					対前年度増減		
	上期	3/a	4-12/a	4/a	計	上期 (A)	3/a (B)	4-12/a (C)	4/a	計	上期 (A)	3/a (B)	4-12/a (C)	4/a	計	A/a	B/a	C/a
総 荷 渡	188.6	192.4	182.0	180.7	542.7	173.8	186.0	164.8	168.2	522.8	179.5	186.9	172.4	175.1	538.8	43	70	65
送達先以外荷渡	13.7	12.4	22.7	10.7	59.5	23.4	25.7	30.6	29.7	89.7	12.4	22.5	22.5	22.5	87.9	32	96	64
荷渡先内荷渡 (荷渡先以外荷渡)	47.9	52.4	16.3	52.0	167.3	44.4	44.3	14.2	34.0	132.7	75.1	22.4	27.5	27.5	154.0	34	27	48
工 材	40.7	45.7	26.6	38.4	151.4	51.5	27.6	28.1	27.4	136.6	33.1	26.9	40.0	—	—	64	97	26
農 林 畜 産 工 業	2.8	3.4	1.2	3.4	10.8	2.1	3.6	1.7	3.7	10.4	2.8	4.9	1.7	—	—	110	140	119
ソ ー ド	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
炭 灰 及 燐 灰	10.2	—	10.2	3.2	23.6	14.2	—	14.2	3.2	32.5	—	—	—	—	—	—	—	—
その他炭灰燐灰	42.0	22.8	25.6	12.7	102.1	45.2	4.3	54.5	4.6	59.1	36.5	11.9	49.4	—	—	61	240	94
化学工業	6.5	7.4	1.8	8.0	23.7	5.5	6.4	15.9	4.7	28.6	5.9	3.5	7.4	—	—	41	55	46
コ ー フ ス	24.8	24.7	42.5	5.5	97.5	30.4	14.7	47.1	14.4	96.6	24.0	15.4	34.4	—	—	91	23	82
ロ ー ン ト	—	—	—	14.7	14.7	34.2	5.1	35.3	4.2	74.5	—	—	—	—	—	—	—	—
炭灰燐灰燐灰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ゴム製品製造	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
石灰、ROF、F、T	2.0	1.5	3.5	1.7	8.7	5.2	1.7	1.7	4.1	12.6	3.0	1.0	1.0	—	—	77	25	23
炭灰燐灰燐灰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
炭 灰 及 燐 灰	1.7	20.2	26.9	14.7	63.5	20.6	2.0	23.2	3.0	26.2	2.5	1.6	6.1	—	—	26	110	21
金 属 工 業	2.6	4.3	2.9	1.7	11.5	2.0	1.1	4.1	4.7	11.9	1.6	1.0	1.6	—	—	51	30	42
炭灰燐灰燐灰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電力燃料及器具	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他製造業	4.1	—	4.1	—	8.2	—	—	—	—	8.2	1.0	4.4	1.4	—	—	—	—	—
炭灰燐灰燐灰	1.7	1.0	2.7	1.3	6.7	1.2	4.7	1.9	4.3	12.1	4.5	—	4.5	—	—	42	—	26
船舶及船舶	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
炭 灰 及 燐 灰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
炭灰燐灰燐灰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
炭灰燐灰燐灰	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



外国産煙炭・煉豆炭向荷渡と大口工場受入の比較

(1,000噸)

34-1-30

年 月	煙炭向荷渡 (A)	煉豆炭向 工場受入(B)	(A-B)	B/A 係	備 考
31 年度	144.7	122.7	22.0	85.1	
32 年	173.7	206.4	(-) 32.7	118.8	1-1 合計 40.9 206.4-165.5=250.9 1-173.7=267.2 (増減)
33 年度					
4 月	27.3	22.0	5.3	81.2	
5	20.7	17.0	3.7	82.4	
6	6.1	3.7	(-) 2.4	160.5	
7	5.0	4.8	(-) 0.2	103.6	
8	5.6	3.6	(-) 2.0	156.6	
9	10.5	6.6	3.9	52.9	
10 月	25.1	6.6	18.5	94.0	
11	4.8	10.8	(-) 6.0	234.1	
12	1.4	3.1	(-) 1.7	530.0	
12	14.3	12.7	1.6	86.0	
4-12	82.6	103.2	(-) 20.6	105.7	1-1 合計 24.4 103.2-78.8=24.4 -77.6=24.4

註：煉豆炭大口工場(向ア5工場)受入量は全工場の80%程度と見て計算

煉豆炭向荷渡実績比較 (番屋設計)

(1,000噸)

34-1-30

	出 内 数 煙 炭	せん 白	輸 入 数 煙 炭	計	備 考
(32年度)					
31 年度事務所	37.0	2.3	10.0	49.3	
上 期 向 港	62.4	26.2	43.1	78.7	
10月 向港	105.0	3.5	36.9	139.4	
11月	112.3	3.3	3.7	125.3	
12月	91.4	2.4	13.7	115.5	
1月	64.3	1.4	14.1	79.8	
2月	64.4	1.9	6.2	72.6	
3月	44.3	1.9	11.6	57.8	輸入税戻金 15.0
4 月	504.6	14.4	34.4	549.4	戻金 = 64.0?
合 計	1,122.0	40.6	173.4	1,336.0	
(33年度)					
32 年度事務所	44.3	3.5	20.7	68.5	
上 期 向 港	64.3	26.1	25.1	115.5	10% 戻金 11.5?
10月 向港	24.3	3.4	4.8	32.5	70%
11月	43.0	5.6	1.4	50.0	60%
12月	31.2	6.3	14.3	51.8	97%
1月					
2月					
3月					
4 月					
合 計					
12/12 月別	47.0	5.6	27.5	79.1	(大口工場)
32/4-12 月別	455.1	22.1	113.9	591.1	① (往來 1,213)
33/12 月別	72.8	3.9	24.4	101.1	
33/4-12 月別	280.6	46.0	101.5	428.1	② (1-1032)
① - ②	166.5	-13.9	12.0	162.6	33/4 36%

第十三回理事會記事録

全国無煙炭生産協同會

老若間

一日 時 昭和三十四年二月五日午後一時半—五時

二 場所 日本石炭産業連合会々議室

三 出席者

共同副会長、干輸事務局長

三井（岩城）中部御前（柳井）原生（伊藤）共同（南本）

東北（富永）電化（矢部）中村、矢野、横沢

議事概要

一 貨物運賃等額に関する件

干輸事務局長より一月二十六日、二月四日開催せられた国鉄運賃制度調査会貨物等級専門委員会の状況について別添資料により説明された。

貨物等級専門委員会の審議の方向としては、従来の運賃負担力に重点を置き等級を決める考え方を変更して企業の立場より輸送原価を償うことを前提とし、附随的に公共的要素を勘案することとし、従つて公共政策誘引は廃止して特別等級に一本化する方向に再検討す

ることとなつており、特別等級数を四に増し指数は七五・九五とする考へのようである。

一方貨物価格について調査しており石炭価格については石炭局で調査中である。

従つて無煙粉炭としては特別等級への移行が考えられるが、この組合指数に問題もあり現行の二十三級、等級数が増えた場合にはその最低等級にもつてゆくことが必要であり礦山の連合会で決定した要望書を一節修正しこの点を明記して早急に訓談、関係官庁、等級専門委員会主席並に王座代理に要望することとした。

なほ価格については一般炭価格との関連もあり石炭局と連絡の上善処することとした。

2

昭和三十四年度輸入炭に関する件

昭和三十四年度輸入炭の外貨割当について通産省は二月九日より検討を始めるのでこれが対策について協議したが、無煙炭の割当は別添資料の通り膨大な貯炭を抱え市況は極めて不景で輸入無煙炭の圧迫は企業経営を困難とする段階にあるので三十四年度については極力削減すべきであり、

石炭豆炭間については別紙のように国内炭の供給力は十分で且つお

位も三十三年度よりは若干上る見込であるので、大豆炭の生産量
並に輸入無償炭の年更末在庫等を算えれば殆ど輸入の必要はない。
如その傾向については別紙の通り本年度外貨割当の消費計画に対し
荷渡は極めて少く従つて消費も計画より大巾に少いものと考えら
れるので三十四年度計画に当つては各部門については慎重に検討の
上本年度のようなことにならぬよう適正な割当を行うこと、又必
ずしも外国炭を必要としない部門（例えば石灰等）については割
当を行わないこと
について先づ石炭局に意見を申入れ善処願うと共に通産省の検討の
結果により物調議、通商局等にも適く配置することとなつた。

貨物等級制度の審議經過

貨物等級は貨物等級と貨物等級で構成されているが、その貨物等級の構成基準としては貨物の運送原価に重きを置く方法と貨物の価格を以て運送原価に重きを置く方法とがある。

現行制度は貨物等級審議会の答申に基づいて昭和24年2月に設立されたもので、運送原価に重きを置き、運送原価については貴重品、危険物を運送上特別な手配を要するものについての考慮を欠いている。このように貨物の等級力と重きを欠いている結果、現行の貨物等級制度においては貴重品等少数の品目に對し、最高のノ級は20の、貴重品ノ級は15ノ級は15で、ノ級は10級のノ級に相當する。したがって、おもむき級以下の貨物に對する運送原価の不足分をノ級以上の貨物の運送で負担していることになっている。

ノ級運力不足と原価不足の問題については運力不足は貨物の供給と需要とをいふものであるが、原価不足はそれと異なるもので、これは需要をいふ視點よりみれば、運送原価の低い貨物の運送が減少に際しては

其價も高い。その事跡に立ちながら、愛護力を養ふ命のあ
げであるとの意見が述べられ、またこれに長い歴史の
上にでき上つてゐるのを意欲的な使役は困難ではないかとの
意見が述べられ、然るに往より愛護力主義のクワイ
トを小さくして愛護主義を大きく取り入れべきであるとの
意見が述べられて来た。

次に普通等級の外に特別等級制度を設けてゐることに
ついて、この種の公衆館に基く制度は国鉄が特に必要は
ないとの意見、あるいは調整の程度を少なくすべきである
との意見が述べられた。また公衆館に基く調整を打ち場
合には何の検査制度と国庫から国鉄に預て入すべきである
との意見が述べられた。

特別特別等級は強ひすぎか、それと併せてせめてとして
検査制度を国庫から預て入すべきであるか、それとをわ
かすで能力増強といふ、設計制度に対して、禁止と行うべき
であるといふ意見が述べられて来た。

2. 等級制については愛護力主義の見地から運賃有無の公
平と公平とすれば数が多いほどその弊害に及ぶこと
となるが、愛護等級制とすれば幾分緩和となるので、結
果等級制と併用して考慮すべきであるとの意見が述べ

られて来た。

3. 等級制についてはいまは暫く暫くの間について
意見が述べられた。現行のもの、最高級は他の運輸機関の
運賃との均等化、最低級については臨時客運として考
慮されてゐるが、これに対して現行よりよいもの意見。
用を圧縮すべきであるとの意見が述べられた。結局上と下
げ、下を上げて中を圧縮すれば、原価主義をより多く取り
入れることにならうから中を圧縮すべきであるとの意見が述べ
られて来た。

4. 今後の等級の進め方については幾々の方法があるが、初
期でこの制度で決定することは技術的に不可能であるとの
意見、初期の決定は別定の機関と設置して行うことは原則
と異なる場合があるから、かつ等級が複雑化する弊害がある
との意見、別定機関を設置して原則及び細目を決定するこ
とは各調査会設置の趣旨に反する等の意見が述べられた。
部会調査会を原則に決定し、その方針を専門的に握り
ながら細目を決定する専門委員会を各調査会の下に設置する
のが最も適当であるとの意見が述べられて来た。

5. 等級と関係する客貨物運賃については原則と定めてしま
いで10月1日までに各調査会に見立てあり、細目の等級と定めてこれ

と定まる必要があるから、直ちに調査準備にあずかるべきであるとの意見が述べられて来た。

貸部NO.1
貸物等級制度についての中間報告意見

1. 貸部力主集と原価主集の開帳については現在より要部力主集のフナイトを小さくして原価主集を大きく取入れるべきである。
2. 貸物等級数と貸物等級指数と関連して考慮すべきである。
3. 貸物等級指数についての規定より上とする、下を上げたりの中を正確すべきである。
4. 開帳系統は廃止するか、または存続させるにしても借換額を国庫から繰り入すべきであるが、たといや札金不可換の場合にも、現行制度に対して修正を施すべきである。
5. 今後の審議の進め方については審判委員会に貸物等級制度を整理してこの資料に照って原価的側面を決定するの必要も妥当である。

遠距離通貨の流通経路

（一）

1. 通貨流通経路は、これにて遠隔地との取引を容易にするといつて産業助長政策として、また遠隔通貨の調査をなかつたといつて貨幣政策の整備から主として考へられ、並に原価について、深く検討されてゐた。

2. 並に原価が調査的にどの様に内蔵について、遠隔通貨が流通するに依り遠隔通貨は比例に増加するとしても、貨幣の流通経路に必要とする資金をこれに加味すれば、並に原価が遠隔通貨に依り増加するといふことは明らかである。

また、遠隔通貨を増加する原価調査のつちが、貨幣の流通経路及び調査を主として検討すれば、遠隔通貨は並に増加するものであるとの意見があり、結局、遠隔通貨は、並に原価の増す由縁によつて増加するべきであるといふことが了承された。

しかし、現在の遠隔通貨政策は、並に原価の調査から方法と問題があるにしても、だが、並に原価による貨幣と並にものとなっている。

3. 遠隔通貨政策を貨幣の流通によつて説明するかどうかといふことについては、相互の貨幣は、並に方法や遠隔通貨の差によつて原価に多少の増減があるので、これを原価率と見做させてはといふ意見もあった。しかし、その差は、年額増減の差に数倍され、数倍するものと考えられるので、遠隔通貨と並に原価の増減は、年額増減に依りて増減されるべきであるといふことが了承された。

遠近青連鉄道の中間総合意見

遠近青連線は、これまでに業務部長及び海陸運賃の調整という運輸政策の見地からとられてきたが、運送量等の面からみれば、輸送量何れも運送距離が長くなるにつれて急減すると考えられるので、遠近青連線率は運送距離を基準として決定されるべきである。

現在の遠近青連線率は、算定された原価率による貨物率にはほぼ近いとみられるが、なお、原価の算出方、について別紙を検討するものとする。

また、貨物の種類による運送距離の考慮は等級問題に含めて論ぜられるべきである。

運賃計算キロ程の審議経過

貨物運賃計算キロ程は(1)運送区間の実キロ程によるべきか、(2)運送経路が2径以上あるとき最も短径の距離のキロ程によるべきか、問題がある。

1 運賃計算キロ程はすべて運送区間の実測キロ程によるべきであるとしているが、原則としてはこの方針によるべきであると考えた。

なお、短径線の少ない支線区では運賃差を特に多く課した短径区については、最便宜を課するよう特別のキロ程(実キロ程を割増したキロ程)を設けてはとの意見もある。更に割増キロ程の課する場合には一定の基準を設け実キロによるものの割合を明らかにする必要があるとの意見もあったが、結局この問題は単に運賃計算キロ程の問題としてではなく、総合的見地から検討することが必要であるとされた。

2 運送経路が2径以上ある場合の運賃計算経路については、輸送力が併りその取扱となる経路のキロ程を運賃計算キロ程とすべきであるが、直達貨物の取扱が事実

と不可成であり、かりに前進力を決定するとすれば多数
の調整を必要とするより力不足の懸念を對して、これ
を踏懸線とみなさないという特例を設けるべきであると
考えた。

(14)

貨部 NO. 3

運賃計算キロ程についての中間適合意見

貨物運賃の計算にあたり、運送距離が25以上ある場合
の運賃計算キロ程は、踏懸力の併った駅までの最近の距離の
キロ程にするが、前進力の設定が困難な特定の駅にとい
ては、これを踏懸線とみなさないという特例を設けるべき
である。

(14)

運賃計算重量の審議経過

本議定書の運賃計算重量は、使用貨物の積込トン数によることを原則としているが、輕量品の運賃負担の軽減を図るための一定の基準に従ってその運賃計算重量を訂正する例として、明炭及びノロトン等の不足を補正するためのこれにノロトン等を充てる代用貯水貯蔵等の例外がある。

ノ 運賃計算重量の原則については、現行運賃算定規則（トン数主義）をいふとの意見、また、実重量主義により大口になるに従つて運賃の割合とがより貨物によつて異なるべきであるとの意見が述べられた。

結果、現在のようないくつかの貨物貯蔵等施設の下においては、現行運賃の不足を補正しないが、将来貯蔵能力に十分の余裕が生ずるようになった場合は、実重量主義の採用について検討すべきであるとの意見が述べられた。

ハ 輕量品の運賃負担の軽減を図ることについては、現行規則によらず、貨物取扱の制下等によつて別な方法もあるが、これによれば貨物取扱決定の経緯が不明確になる等の欠点があるから現行運賃をいふとの意見、また、現

トンの割合は貨物重量に上限のみに従つて大きくすべきであるとの意見が述べられた。

ニ 代用貯蔵制度については、将来ノロトン等が全部産出された際にこの制度の存否を検討すべきであるとの意見が述べられた。

質疑 NO.4

運賃計算重量についての中間統合意見

1. 車扱貨物の運賃計算重量の原則は、現行通り貨車積込トン数によることとするが、舟車積込に寸合が余剰が生ずるようになる場合は、実重量と異なるとして換算すべきである。
2. 重量貨物と数量貨物との運賃算定の調整は現行通りトン制によることが適当と思われるが、その算定基準については今後再検討すべきである。
3. 船用承運制度は、将来のトン貨物の減少に伴って再検討すべきである。

(1/4)

質疑 NO.5

貨物運賃対引の審議経過

1. 現行の公共政策割引は、運賃対引の制度の整備の影響を緩和するため、暫定的な措置として実施されてきたものであるが、運賃対引制度ではある程度固定できるが、これを恒久化することは、特別等賦に課せられている主客からみても困難あり。また運賃体系の全般的な面からみれば再検討すべき段階にきているものとされた。
2. しかし、公共政策割引は関係各面の強い要請もあつて、当面はこれを前掲の制度と併せて今日に至つていゝものであるから、これを廃止することには相当の困難を伴うが、できる限り機会をとらえて、暫定的に廃止する方向を努力すべきものとされた。
3. その他、公共政策割引についての意見を列挙すれば、次の通りである。
 - (1) 公共政策割引のうち、営業割引に切りかへるものは、これによるよう 検討すべきである。
 - (2) 現行の公共政策割引と特別等賦との関係について再検討は必要はないが、多少とも現行のようない

(1/5)

第三種の割引は廃止すべきである。

(3) かりに公定政策割引を設けずしては、特別準備金制度は
廃止すべきである。

(4) 現在公定政策割引をしているものと同じような制度
で割引のない割引が少なくないが、これにのびをばか
る意味から公定政策割引は廃止すべきである。

(5) 割引が主としてつくは使件率の上からみて、現
行のような公定政策割引は不合理である。

(6) 特と準備金制度について、割引による影響は前
景画として知らなければならない。また生産量と割
引との関係もよくわかっていない。この点について検討
を要する必要がある。

(7) 公定政策割引は、戦後初期の急激な増産がもたらした時代
のものである。すでに戦後中期の形勢によって、政
策割引を廃止する必要がわかってきているので、
もし、これを廃止するとすれば一般金融からの準備金
について考慮する必要がある。

貨幣制度割引の中間総合意見

1 公定政策割引は原則として廃止すべきである。

2 公定政策割引と特別準備金との承認を同じくする見
点であるから、かりに、公定政策割引からの調整制度
を廃止して、公定政策割引は廃止して、特別準備金に
おいて考慮すべきである。

3 公定政策割引を一層に廃止することによってある場合
には、一時的割引を定め、調整をばいづつを廃止するこ
とが必要である。

4 政策割引は収支力を調整するうえに有効であるから、
戦後期に適用すべきである。

運賃貨物運賃の審議経過

1. 国鉄と私鉄とにすぎたが、運賃の改定運賃は、
無きと休みのない各運輸機関の定めた運賃にさへさ
りであるといふ考えから原則としてはこれを採算する
といふ趣旨を以てきているが、現在運賃を行つてい
るものについては、これより運輸費の増加を認める
場合には、運輸機関の営業効率が向上して、すなわち
の増収増益の見込がし、運賃を上げても適当であら
うとの意見が述べられた。

2. 運賃を採算とするときは、運輸機関の運賃収入にか
ける国鉄と私鉄との割合には、大きい差があるため、
これを運賃することによつて生ずる損失は国鉄について
多額となる場合が多く、一方私鉄においては少額の損失
があつても輸送上便に利便性があるもので、運賃を
採算とすることは當然であるとの意見があつた。

3. また、運賃によつて運輸費が低減するといふ、場
合によつては一方の鉄道から他方に貨物を転送する
ためにとす。貨物の数量が増加したため、私

つて貨物輸送にはならないといふ意見もある。

4. 荷主と貨物の所有者とある私鉄運賃の割合の割
差を行つては私鉄との競争の場合には、その割差が私
鉄と大衆運輸機関の競争と異なる結果となるので、同様に
あるとされた。

5. 現在運賃とされているのは、私鉄とあつては運賃収入に
おけるその割合が大きいので、これによつて国鉄が私鉄
と競争するのであれば私鉄が私鉄と競争するに不利であるとい
いられないのではないかと意見があつた。

6. 現在の運賃率は企業性の差が大きいために見え、
国鉄と私鉄との同業競争という点で公平性を保つて
いるとの意見があつた。

連絡貨物運賃の中間総合意見

連絡貨物運賃制度は件案を越前とすべきである。しかし、
国鉄及び私鉄の双方に有利となるような場合は、例外とし
て過剰額をとりこむことは決してない。

連絡貨物運賃制度の審議経過

1. 連絡貨物はそれ自体輸送効に収束つていくというこ
にすべきであり、交換問題としても、距離の運賃に占める
差及び輸送費と輸送賃との差を必要とするもので、この差を
必要に適合する程度に減り、輸送と計算することが必要と
あるとされた。
2. また、このことは結果からみても明らかであり、距離
運賃運賃制度と両方とも考えれば、輸送賃と計算すること
もなし、連絡貨物の運賃からみても合理的であるとさ
れた。
3. 乃ち、件案を適用とする 輸送貨物運賃を決定する機会
にあり、貨物運賃の適用をそのようにするかについで
は、実際問題として、輸送貨物運賃とのバランスをとる
ことが必要であろうとの意見であった。
4. また、輸送は総合運賃主義の趣旨とすべきであり、
輸送と距離とは別個に考え、これを計算する必要はない
のであり、かとの意見、特に貨物運賃については、長海

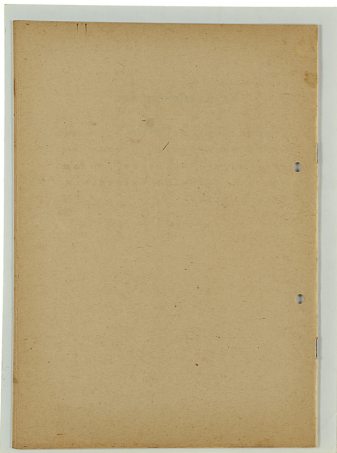
運賃金の額からみて、容易なる考え方を以てて課税
を為すのではないとの意見があった。

5. 船荷、船舶運賃の運賃税は取除を水面係数につら
うようにするためには何等の差額とし、その運賃はでき
るだけ原価主義に近づけるべきで、これを一律に否認す
ることは困難であるとしても、その方向にうつていくよ
うに努力すべきものであるとされた。

貨部NO.7

航路貨物運賃制度の中間報告意見

航路貨物運賃制度は、何等も変更を要せず、その運賃
は、航路の距離と見合ふ特許運賃とすべきであるが、その
実施の時期については、荷主に何等の弊害も、特に青函航
路については、北海道開港の国策とも密接に考慮のうえ決
定すべきことである。





国内無煙炭産業別荷渡実績表

33-2-2

業 種 別	3 1 年 度					3 2 年 度					3 3 年 度					計 算 率 比		
	上 期	3/4	4-12月	3/4	計	上期(A)	3/4(B)	4-12月(C)	3/4	計	上期(A)	3/4(B)	4-12月(C)	3/4	計	A/A	B/B	C/C
土 産	444.0	392.4	1,000.8	444.5	1,046.3	414.4	444.2	1,202.6	411.1	1,033.7	334.5	437.7	1,200.6			96	99	96
紙 産	71.5	44.6	1,132.4	44.1	1,156.5	45.7	44.2	1,100.9	44.5	1,072.4	34.6	44.3	1,066.9			84	80	83
林 業 炭 産 品 荷 渡	244.9	1,24.9	244.8	1,24.6	474.6	244.3	1,24.6	244.9	1,24.5	474.4	244.2	1,24.5	244.3			75	82	78
一 般 炭 産 品	495.0	291.6	244.6	244.5	1,095.1	414.4	244.6	244.6	244.6	1,095.1	344.1	244.6	244.6			87	79	85
(増減率以内増減)																		
炭 産 品	10.6	4.3	14.9	4.6	24.5	4.3	4.4	4.7	4.3	4.6	4.1	4.7	4.8			100	96	102
刀 工 産 品	14.9	14.8	14.7	14.4	44.1	14.5	14.8	44.3	14.8	44.1	14.8	14.8	44.2			94	90	96
炭 産 品 工 業	6.1	3.8	3.9	3.3	13.2	6.6	3.8	14.1	3.0	13.1	3.8	3.7	3.5			84	84	84
ソ ー ダ ー	14.0	14.0	14.0	14.0	34.0	14.0	14.0	14.0	14.0	34.0	14.0	14.0	14.0			66	107	74
炭 産 品 炭 産 品	14.6	14.1	14.7	14.9	44.6	14.6	14.1	14.8	14.8	44.6	14.3	14.2	14.4			94	94	94
炭 産 品 炭 産 品	4.0	4.1	4.1	4.0	14.6	4.0	4.0	14.9	4.0	14.7	4.0	4.0	4.0			53	155	78
一 般 炭 産 品	4.0	4.0	4.0	4.0	14.3	4.0	4.0	14.1	4.0	14.3	4.0	4.0	4.0			100	116	112
コ ー ク ス	24.3	11.0	24.3	11.7	44.0	24.6	11.9	24.8	11.5	44.0	11.5	11.5	24.0			53	47	51
ピ ン ト	4.9	5.0	14.0	7.0	24.4	14.7	6.2	24.9	14.5	24.4	14.8	14.3	14.1			74	85	77
白 炭	54.9	24.7	24.4	24.0	144.4	51.6	24.0	24.6	24.6	24.7	24.7	24.0	24.0			45	45	45
一 般 炭 産 品	24.7	14.9	14.4	14.3	44.7	14.1	14.3	14.6	14.7	24.3	14.3	14.3	14.3			24	70	25
炭 産 品	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6			100	100	100

注 () 日本炭十種炭産品に於ける

せん石産業別荷渡実績表

33-2-2

品名別	3 1 年 度					3 2 年 度					3 3 年 度					2 年 間 比		
	上 期	3/4	4・12月	4/4	計	上 期 (A)	3/4 (B)	4・12月 (C)	4/4	計	上 期 (D)	3/4 (E)	4・12月 (F)	4/4	計	%A	%B	%C
出 産	1577	42.4	244.0	39.6	493.6	231.2	110.8	350.0	93.5	493.5	195.4	111.3	307.1			45	94	46
販 出 産	165.6	101.6	265.2	100.1	445.3	178.0	47.2	246.2	63.2	307.5	118.0	66.9	204.9			78	100	80
埋没炭以外荷渡	1492	42.7	228.5	91.8	343.3	151.8	58.0	209.8	56.8	266.6	111.9	50.7	162.6			70	88	77
イ 他・荷 渡	24.4	21.9	35.7	4.3	44.0	26.2	9.2	36.0	5.5	40.9	26.1	16.2	42.4			100	152	150
(埋没炭以外内訳)																		
電 力	1.7	1.5	4.2	1.8	4.7	1.7	2.6	4.3	3.5	7.0	3.5	2.2	5.7			206	85	133
化 学 肥 料	1.4	4.6	4.4	4.0	9.4	3.0	0.0	3.4	1.1	4.9	1.6	1.4	3.0			47	350	79
その他化学工業	0.4	0.2	1.0	1.2	2.2	0.6	-	0.6	-	0.6	-	0.0	0.0			-	-	67
セメント	6.7	1.6	4.3	1.8	10.2	5.1	2.7	7.8	3.4	11.2	1.9	-	1.9			37	-	24
粘土煉瓦と陶磁器 タ ン ク	0.5	0.0	0.9	0.0	1.3	2.7	0.1	2.8	0.0	3.2	5.0	-	5.0			135	-	139
石灰・ソーダ灰	116.4	38.9	194.0	76.7	345.0	123.6	48.7	179.3	40.3	243.6	78.7	40.4	119.1			41	81	66
ホーライ工業	10.0	6.2	16.2	1.0	18.6	4.7	0.9	5.6	0.2	6.8	12.9	3.1	16.0			370	340	246
その他	1.9	1.3	2.2	3.3	6.5	4.2	1.2	5.0	1.1	7.5	4.3	3.1	11.4			94	254	211

外國無煙炭產葉別荷渡実績表

$$33 - 2 = 2$$
[illegible]

33年度輸入無煙炭外貨割当

34 = 1 - 13

品 目	期 初 仕 庫	買 入	加 入	消 費	期 末 仕 庫	計	前期 繰上り	計	買 入	計	期 初 繰上り	計
ア ス	40.2	23.0	11.3	77.3	13.9	115.2	16.1	206.5	26.9	72.0	13.9	86.9
コ ー フ ス	13.5	52.0	72.5	61.5	3.0	72.5	16.3	51.7	68.2	43.0	3.0	68.2
カー バイト	28.9	101.2	120.7	101.9	28.2	120.7	48.9	86.7	120.6	101.2	28.2	120.6
〃 (電路)	0.7	0.5	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.0	0.3
炭 粉	4.9	1.5	6.4	7.7	1.1	6.4	0.0	3.0	3.0	1.5	1.5	3.0
炭 カ ル	1.6	9.1	10.7	8.8	1.9	10.7	1.5	9.0	10.5	9.1	1.9	10.5
石 灰	7.0	9.7	17.1	18.2	1.9	17.1	0.0	11.6	11.6	9.7	1.9	11.6
バリウム塩	0.8	1.1	1.7	1.7	0.2	1.7	0.9	0.4	1.3	1.1	0.2	1.3
カーボン塩	0.4	1.0	3.4	3.0	0.4	3.4	0.0	3.4	3.4	3.0	0.4	3.4
加 炭 銅	2.5	1.8	4.3	5.6	0.7	4.3	0.0	4.5	4.5	4.2	0.7	4.5
加 炭 鉛	0.1	1.2	1.3	1.1	0.2	1.3	0.4	1.0	1.4	1.2	0.2	1.4
炭 粉	4.2	10.9	15.1	15.1	0.0	15.1	1.7	9.0	10.9	10.9	0.0	10.9
フエロニック	1.6	10.1	11.7	10.1	1.6	11.7	2.5	13.2	13.7	10.1	1.6	11.7
トリスフリンカー	2.1	2.0	4.5	3.9	0.6	4.5	4.5	0.0	3.0	3.0	2.1	3.0
アルミニウム	0.6	2.7	3.3	2.9	0.4	3.3	1.5	1.6	3.1	2.7	0.6	3.1
ピンチ 機	3.0	8.3	11.3	7.8	1.5	11.3	0.0	9.8	9.8	8.3	1.5	9.8
機 具 炭	34.9	113.1	148.0	124.0	24.0	148.0	33.0	112.1	127.1	113.1	24.0	127.1
機 具 炭	1.1	16.4	28.5	17.5	5.0	28.5	8.3	11.1	17.4	16.4	5.0	17.4
コ ー レ ン	0.0	6.4	6.4	5.5	0.9	6.4	0.5	6.8	7.3	6.4	0.9	7.3
電 気 機	5.9	5.9	11.8	11.8	0.0	11.8	5.9	0.0	5.9	5.9	0.0	5.9
フエロアロイ	1.4	1.4	2.8	2.8	0.0	2.8	1.4	0.0	1.4	1.4	0.0	1.4
機 具 炭	1.3	1.5	2.8	2.8	0.0	2.8	1.4	0.0	1.4	1.4	0.0	1.4
計	166.1	447.6	613.7	520.6	72.1	613.7	127.6	481.0	626.6	447.6	72.1	626.6

外国規煙炭煉豆炭向荷渡と大口工場受入の比較

(1,000噸)		34-1-30			
出 月	煉豆炭向渡 (A)	煉豆炭大口 工場受入(B)	(A-B)	B/A %	備 考
31 年度	162.7	132.7	31.0	81.1	
32 "	172.7	206.4	133.7	117.8	133.7-162.7=71.0 206.4-162.7=43.7 -172.7+43.7(増減)
33年度					
4 月	17.3	22.2	5.1	82.2	
5	20.7	12.0	8.7	82.4	
6	6.1	2.2	3.9	160.5	
7	5.0	5.5	0.5	109.6	
8	5.5	7.0	1.5	126.5	
9	10.5	5.6	4.9	52.9	
上 期	75.1	67.6	7.5	90.0	
10	6.8	15.4	8.6	224.1	
11	1.4	7.1	5.7	510.0	
12	14.3	12.7	1.6	86.0	
△+12	92.6	102.2	9.6	108.2	102.2-92.6=9.6 -97.6+9.6

注 煉豆炭大口工場(約アリ工場)受入量は全工場の80%程度と見做す計算

煉豆炭向荷渡実績比較 (指定炭計)

(1,000噸)		34-1-30			
	指 定 炭	せ ん 石	輸 入 量 煙 炭	計	備 考
(32年度)					
31年度平均	27.0	2.3	10.0	49.3	
上 期 同 期	22.4	26.2	65.1	74.7	
10月 荷渡	105.0	3.5	36.9	145.4	
11月 "	112.3	3.3	37	152.6	
12月 "	91.4	2.4	13.7	117.5	
1月 "	62.3	1.4	14.1	78.8	
2月 "	68.4	1.9	3.3	73.6	
3月 "	48.3	1.9	11.6	61.8	輸入荷渡 15.0
下 期 "	504.6	14.4	30.4	609.4	実 計 100.7
比 計	1,123.0	96.6	173.4	1,393.0	
(33年度)					
32年度平均	26.0	2.5	27.7	56.0	
上 期 同 期	24.1	29.1	75.1	128.3	90% 炭山荷渡 200.7
10月 荷渡	24.3	5.4	6.8	36.5	70%
11月 "	23.0	5.6	1.4	30.0	60%
12月 "	21.2	4.3	14.3	11.8	33%
1月 "					
2月 "					
3月 "					
下 期 "					
比 計	27.0	5.6	18.5	130.1	(大口工場)
32/40期同数	405.1	21.1	113.9	600.1	① (増減 1,213)
11/12 期同数	25.2	3.9	24.4	108.1	
32/40期同数	220.6	46.0	101.5	368.1	② 100%
① - ②	104.5	-13.9	12.0	102.6	90%増

貸出額の最高と最低の幅、即ち等級信託の上下の幅を圧縮することが必要であり、この場合の最低限は直接融資を基礎とし、貸出額の総運用額の運用上の関係に照準して見出す必要がある。

公天保に基く朝堂制度としては將領等制を設けてゐるが、これと同じ趣意を表現している公武政策内閣を具して特別軍部一本化する方向に再検討すべきである。この場合表は限け固定費と戦費を賄ふ施設費とを別としてゐる。

[illegible]

貸借等類限正廉の修減方法は次のこととする。

侵略時代は戦士として参り出すべし然るに其細に暮く居ては所望の事を成さず、先鋒負担の難境及び道徳的修養の必要の二原因とす。これらの要事一直接海外発展の上に反映するが外、別に一定の野性心を決定して存続するが、あるいは為義の強さを示すに於けるものである。更に検討すること。

(2) 窒物の燃料は火にふくさる。

① 荷重の繰返しによること。及、使用する荷重用の材料は、可塑限度限度で検査したものによること。

ニ ノ品目のうち銘柄によって価格が重しくなるものは製造出荷量の加重平均によること。

ハ 実数量より価格によること。

ヘ 純正価格によること。

）。製品の価格によること。（製品の価格から原料の価格を控除しないこと。）

(2) 数量標準との対衝

出荷量の少ない製品の価格はノ品目とすると同一等級とすること。

エ 公営社に基づく調査標準について

公営社と密く調査標準として特別等級を輸入する受付け、一般社会生活に日常不可欠の種及び特に著しい消費物資及びこれと準ずる物資の、産地の輸送加価格に直接間接影響を及ぼすものに限定すること。

なお調整すべき原料の範囲及び調査の標準は更に検討すること。

カ 等級数及び等級格数について

等級数及び等級格数については、おもにおお米により成立率を参照するべし。

等級数	普通等級	10
	特別等級	2
	計	12
等級格数	普通等級	20 ~ 160
	特別等級	25 ~ 25

キ 減價率調整について

減價率調整は現行多りとすると、商品毎について再検討することに。

貨物等級別価格分類表

貨物等級別 価格指数	貨物 等級	ノトン当り価格	貨物等級 価格指数
250	1	1544000 円以上	250
190	2	1500000 "	190
145	3	225000 "	140
105	4	96000 "	110
100	5	22000 "	100
75	6	12000 "	75
55	7	6400 "	55
35	8	2200 "	35
25	9	1600 "	25
10	10	400 "	10
5	11	400 "	5
	12	200 "	5
	13		5
	14		5
	15		5

各段は同等級の5級（左東）通算率を100とし也

各等級の通算率を乗ず。

高トン加味等級指数表

貨物 等級	小型 0	中型 1	大型 2	小型 1	中型 2	大型 3	小型 4	中型 5	大型 6
1	126			124				130	
2	109			107				108	
3	121			113				104	
4	102			96				98	
5	95			89				90	
6	91			85				78	
7	89			84				76	
8	85			79				72	
9	81			76				70	
10	77			72				66	
11	73			69				62	
12	70			65				60	
13	69			64				60	
14	70			65				60	

小型貨物 高トン加味 100 (125) トン以下

中型貨物 " 100 (140) トン以下

大型貨物 " 100 (175) トン以上

() の数字は自動車の場合に使用する。

鉄道重要別表調査会契約等級専門委員会専門委員

吉沢大蔵	日本鉄道建設局理事	桑田 隆	東京鉄道株式会社取締役副社長
伊藤 忠太郎	日本印刷株式会社社長	森 坂 一	滋賀省農林経済局長
池田 教三郎	石綿産出事務所長	高 橋 秀 雄	札幌大学教授
一 倉 照 雄	全国農民協同組合中央会事務理事	堀 江 征	日本機械工業連合会常務理事
大 島 竹 治	日本勞工労働会執行部長	高 永 祐 雄	大阪市工大教授
大 槻 大 夫	鉄道労働組合理事長	友 光 正 昭	日本経済新聞社取締役社長
大 塚 政 一	経済企画庁長官補佐	中 島 三 夫	農林省農務局長
岡 田 康太郎	日本勞工労働会理事	中 山 泰 子	日本産業銀行副理事長
岡 正 助	日本労働組合総連合会理事	永 見 岡 茂	日本銀行組合中央会常務理事
神 尾 正 大	中央労働会理事	石 井 昭 夫	石炭名産地協会会長
木 村 隆 規	全国農民協同組合理事	原 安三郎	日本化学工業会社長
北 川 浩	植樹会理事長	阪 口 重 雄	日本製鋼所会理事
小 林 繁太郎	全国衛生保健同好会連合会事務理事	阪 本 隆 雄	電力中央研究所長
小 宮 昌	日本製鋼所会理事	阪 本 隆 二	阪神間外環状会理事
小 野 源八郎	東京大学経済学教授	坂 尾 金 隆	道島省農林局長
三 枝 正 康	日本電気公社副社長	坂 本 隆 雄	昭和三十九年度会理事
佐 久 洋	日本電気公社常務理事	水 田 隆 二	日本経済新聞社社長
佐 治 博	日本電気公社会長	吉 田 隆	大日本電気会理事
		佐 田 隆 雄	日本電気会理事
		木 村 隆 雄	日本電気会理事
		三 井 隆 正	日本電気会理事

價格調查表 (鐵道貨物年報改正資料)					
--------------------	--	--	--	--	--

(註) 1. 仙格期以外は全て現行賃率に等しい。

エ 等項事に香灰のなす御宝にして、耳洞ノアト、以て候道宿世せれるものは新証すること。

3. 価額が昭和36年3月31日現在とし、平均価格額を算入すること。

第 十 二 回 理 事 会 議 事 録

全 国 保 護 紙 協 議 会

日 時
場 所
出席者

昭和三十三年十二月十二日
日本石炭紙業連合会々議室
午後一時～四時

長岡副会長

三井(中村) 藤生(安田、伊藤) 宇部興産(棉井) 共同
(入交、久保田、楠本) 東北(富永) 電化(村松) 複山

(新村) 道生(大沢) 牛原(別府)
千興事務局長、岸、矢野、横沢

議 事 概 要

一 不況対策について

内才十一回理事会において提案のあつた銅炭のEJHについて各社社
内で検討された結果について意見の統制があつた。各社共銅炭の
宣伝により需要の拡大を図る趣旨には賛成であるが、更にその方
法、経費についての具体的内容又銅炭工業会が主体となつてやる
べきと思われるが保護工業会の高意はどうか等について向快府の
要するとの意見であつた。

(四)

右意見に対し提案者である山口無煙炭協会より

(イ) 煤炭の宣伝方法として大洋漁業とタイアップして料理講習会を開きその際煤炭の宣伝をする。煤炭、無煙炭、大洋漁業の共同主催とする。一回約三万円かかるのでその内一万円を無煙炭側で負担することとしたい。

(ロ) 東京部煤炭工業会は別紙の通り今後三カ月間部内において約六〇回の講習会を開催する計画をもっており、これは十五日の理事会で決定すると共に各地区煤炭工業会に連絡されることとなっている。

(ハ) 右東京都煤炭工業会の計画による経費は一八〇万(煤炭六〇万、無煙炭六〇、大洋漁業六〇)であるのでこれを全国的に散らすものとすれば無煙炭側の負担は四〇五〇〇万円程度と考える。

(ニ) 本件については煤炭工業会も非常な熱意をもつてゐるが、なおまだ全国的に統一計画でやる所まではいつていない。煤炭の宣伝は勿論煤炭側が主体となつてやるべきものとは考えらるが、煤炭側は全国的に強固な組織もなく中小企業であるので、無煙炭側側にして煤炭の需要拡大は即ち原料無煙炭の需要拡大である。従つて於て煤炭工業会とバックアップして協力した宣傳的の策

成の需要拡大のための啓蒙宣伝に努力すべきである。と考える。
次に具体的な方法について協議をすすめ、取り敢えず東京部委員
工業会の計画に關つて協力し、その上で全国的な方を考える方
針を一応決定したが、実施方法について意見の一致を見ず、一応
白紙に戻し年が改つてから新を構想により検討することとなつた。

以
上

第十一回 理事會 議事録

全国無煙炭協同組合

日時

昭和三十三年十二月十日

午後四時〜六時

場所

日本石炭産業連合会々議室

出席者

長岡副会長

三井(中村) 森生(伊藤) 宇都興産(西村、梶井) 東北無

煙(富永) 共同石炭(横本) 電化(村松) 三益(小原)

炭山(潮村) 塩生(大沢) 牛深(別府) 山口鉱業会(竹廣)

北九鉱業会(川上)

干欄事務局長、増、矢野、横沢

議事概要

1. 不況対策について

(4) 最近の無煙炭石の需給状況について 別紙資料により事務局より説明があり、特に貯炭は需給期に拘らず甚しく増大している現況に、少いて無煙炭市況不斷打撃のため積極的な方策を講ずべきであることについて協議した。

(5) 山口無煙炭協会より無煙炭の約七〇％が荷渡されている炭豆炭の

害表を伸ばすことにより、確定的にこの無煙市況の打開を図るべきであるが、具体的方法としてさきに中国地方で宇部興産が大洋漁業とタイアップして行つた料理講習会による煤炭の宣伝が予想外の好成績を取つた事情に鑑み、協議会としても経費を負担し煤炭工業会とも協力の上同様の方法により全国的に煤炭の需要拡大のためのPRを行つてはどうかとの提案がなされた。

右提案について種々協議したが、煤炭のPRはより需要が拡大するものであるれば、さきの煤炭工業会長と青武会長との会談の際話もあつたことでもあるので、煤炭工業会と協力して煤炭の需要拡大のためのPRを行うことの趣旨については異存はない、但し具体的実施の方法、経費の分担等については検討すべき点があるのて各社において検討の上十二日に更に理事会を開催し協議することとなつた。

右に開述し東北無煙より都市パイ煙防止命令等によるパイ煙防止対策の一環として無煙炭の混焼について啓蒙すべきではないかとの提案があり、これについては都市により事情が異なるので今直ちにこれによつて無煙炭の混焼が行われるとも思われないが、今後の問題として研究することとなつた。